

自治会・連合町内会長 各位

社会福祉法人神奈川県共同募金会
横浜市港北区支会
支会長 川島 武俊

「共同募金港北区だより」の全戸配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から共同募金運動につきまして、格別のご配慮及びご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も 10 月 1 日からの共同募金運動実施にあたり、広く区民の皆様に周知を図るため、自治会町内会を通じて「共同募金港北区だより」の全戸配布を行いたいと存じます。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「共同募金港北区だより」の概要

(1) 体裁 A 4 版両面 2 色刷 1 枚

※参考資料 令和 4 年度「共同募金 2021 港北区だより」

(2) 内容 令和 4 年度共同募金実績及び配分実績

令和 5 年度共同募金運動への協力依頼

2. 送付時期

令和 5 年 8 月下旬（「広報よこはま港北区版」9 月号と同時期）

3. 送付方法

配送業者から、各自治会町内会の広報配布担当者様あて直接送付します。

4. 配送手数料

1 部につき 2 円にてお願いいたします。

（募金活動終了後、共同募金事務費とあわせて連合単位にて送金します。）

【お問い合わせ】

横浜市港北区支会

（横浜市港北区社会福祉協議会内）

担当：飯塚・中村

電話：045-547-2324

FAX：045-531-9561

E メール：hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp

港北区だより



神奈川県共同募金会横浜市港北区支会
〒222-0032港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206
横浜市港北区社会福祉協議会内
TEL.045(547)2324 FAX.045(531)9561



参考資料： 昨年度版配布チラシ

令和3年度共同募金寄付金総額 **43,257,526円**

寄付金総額は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金
19,352,564円の
つかいみち

年末たすけあい募金
23,904,962円の
つかいみち

◎社会福祉施設・団体 **3,470,000円**

- 保育所
- 就労継続支援事業所
- 地域活動支援センター
- 家事介護・配食・送迎サービス団体

◎区社会福祉協議会事業 **6,187,031円**

- 広報啓発事業
- 港北区地域福祉保健計画「ひとつプラン港北」
- 生活支援体制整備事業
- 社会福祉団体活動助成事業など

◎県内の社会福祉団体 **9,695,533円**

◎区内要援護者世帯 **2,278,000円**

- 知的・肢体不自由児者、ひとり親世帯、高齢者、生活困難世帯など

◎社会福祉施設 **830,000円**

- 障害者地域作業所、地域活動ホーム、グループホーム、学童保育、小規模通所授産施設、その他福祉施設

◎区内の社会福祉団体 **17,775,704円**

- 障害児地域訓練会、当事者団体、地域ミニデイサービス、会食・配食サービス、送迎サービス、地域支援ボランティア、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、老人クラブなど

◎区社会福祉協議会の事業費 **3,021,258円**

- 募金活動資材購入、社会福祉団体活動助成事業など

ありがとう！「地域活動支援センター ごぼうハウス」

冷却・急速冷凍機を導入させて頂きました。
焼き菓子販売を中心に主に活動していますが、焼きたての菓子を急速冷凍することにより、さらに美味しく販売出来るようになり、良質を保持したまま保存が可能なので大きなイベントや大量の注文時にも対応が可能となりました。
活用させて頂いております。ありがとうございました。



社会福祉協議会では、共同募金配分金を 次のような事業で活用しています。

- ◎広報事業
「ふくしのまど」など広報誌の発行。
子育て支援情報ココマップweb版の運用およびココマップ紙版編集。
区社協ホームページ運営。社会福祉功労者表彰の実施。
- ◎地区社会福祉協議会への支援
- ◎小地域支援
- ◎社会福祉団体活動助成事業

寄付金が配分されるまで

民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末

募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～12月末

配分委員会で配分申請書の内容を審査し、委員18名が分担して施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末

地域の代表・各界の代表で構成されている理事会・評議員会で配分を決定します。

翌年3月中旬

配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

翌年4月～



小児医療費助成制度のポスター掲出について(依頼)

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、中学3年生までのすべてのお子様さまに安心して医療機関を受診していただけるよう、小児医療費助成制度について、令和5年8月から、所得制限や一部負担金をなくし、医療費を無料にします。

つきましては、地域の皆様に広く制度を知っていただくため、各自治会・町内会の掲示板へのポスターの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

【担当】

健康福祉局生活福祉部医療援助課

菊池・加藤

電話：671-4115

FAX：664-0403

E-mail：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp



小児医療費助成事業のご案内



● 制度の概要 ●

この制度は、健康保険に加入している0歳～中学3年生のお子さまが医療機関等で診療を受けた際に、医療機関等の窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成するものです。対象となるお子さまには、医療証をお渡しします。

● 対象となるお子さま ●

◇ 横浜市内に住所があること ◇ 健康保険に加入していること

次のような場合は、対象になりません。

- ◎ 生活保護を受けている場合
- ◎ 児童福祉法に基づく措置医療等を受けている場合
- ◎ 他の医療費助成事業により、医療費の助成を受けている場合
(重度障害者医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業など)

● 助成の範囲 ●

◇ 対象年齢 0歳～中学3年生 ◇ 助成対象 入院・通院 ◇ 助成内容 保険診療の自己負担分
※神奈川県外の医療機関等や、県内のこの制度による診療を取り扱わない医療機関等では、医療証を使うことができません。

※薬の容器代、健康診断料、乳児健診料、予防接種、選定療養費など保険がきかないもの、及び入院時食事代の自己負担額(標準負担額)は、医療費助成の対象外です。

※令和5年8月診療分から、保護者の所得制限及び一部負担金をなくしました。

申請の手続と利用のしかた

お住まいの区の保険年金課保険係給付担当に申請してください。該当する方に、医療証をお渡しします。

◇ 申請に必要なもの

- ◎ 対象となるお子さまの健康保険証

※神奈川県への補助金申請のため、他市町村から転入された場合など、保護者の方の所得を横浜市が把握できない場合は、所得を確認するための書類(同意書または課税証明書(所得証明書))が別途必要になることがあります。

◇ 神奈川県内の医療機関等にかかるとき

医療証と健康保険証を医療機関等の窓口提示してください。

※県内のこの制度による診療を取り扱わない医療機関等では、使うことができません。

◇ 医療証が使えないとき

神奈川県外の医療機関等や県内のこの制度による診療を取り扱わない医療機関等で受診された場合は、いったん窓口で自己負担額を支払う必要がありますが、後でお住まいの区の保険年金課保険係給付担当に申請することにより払い戻されます。

◇ 医療証の更新

医療証の終了月に区役所において更新を行いますので、お手続きをする必要はありません。

裏面あり

医療費の払戻しについて

医療証が使えなかった場合など払戻しを受けるときは、以下のものをご持参のうえ、お住まいの区の保険年金課保険係給付担当に申請してください。

- ◎ 小児医療証 ◎ 対象となるお子さまの健康保険証 ◎ 印鑑（朱肉を使うもの）（認印で可）※
- ◎ 領収書（患者氏名、診療月ごとの総点数、診療期間、領収金額、医療機関名のあるもの）
- ◎ 振込先金融機関の預金通帳
- ◎ 健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を差し引いて支給しますので、高額療養費などの支給通知書など支給額がわかるものを持参してください。
- ◎ 保護者の方の所得を確認するための書類（同意書又は課税証明書（所得証明書））が必要な場合があります。
※申請者（保護者）以外の口座へ振り込む場合は、申請書に委任者（申請者）の押印が必要です。



ご注意ください！

領収書は、1か月分をまとめたうえ、診療を受けた翌月からなるべく1年以内に申請してください。数か月分の領収書をまとめて一度に申請できます。受診月の翌月1日から5年で時効となり、申請できなくなりますので、ご注意ください。

緊急のため保険証を持たずに受診したとき等、医療費を全額支払った場合は、先に加入している健康保険から療養費の払戻しを受け、前項記載のもの他に、その支給通知書も添えて申請してください。

☆問い合わせ先

お住まいの区の保険年金課保険係給付担当

区役所名	電話番号	F A X 番号
鶴見	(510) 1810～11	(510) 1898
神奈川	(411) 7126	(322) 1979
西	(320) 8427～28	(322) 2183
中	(224) 8317～18	(224) 8309
南	(341) 1128	(341) 1131
港南	(847) 8423	(845) 8413
保土ヶ谷	(334) 6338	(334) 6334
旭	(954) 6138	(954) 5784
磯子	(750) 2428	(750) 2545
金沢	(788) 7838	(788) 0328
港北	(540) 2351	(540) 2355
緑	(930) 2344	(930) 2347
青葉	(978) 2337	(978) 2417
都筑	(948) 2336～37	(948) 2339
泉	(800) 2427	(800) 2512
栄	(894) 8426	(895) 0115
戸塚	(866) 8450	(871) 5809
瀬谷	(367) 5727～28	(362) 2420
健康福祉局医療援助課		(671) 4115

～急な病気やけがで迷ったら…～

救急受診ガイド・#7119

☎電話から（年中無休・24時間対応）

☎#7119 または☎045-232-7119

◎そのとき受診可能な医療機関の案内

→医療機関案内（1番を選択）

◎看護師が緊急性や受診の必要性についてアドバイス

→救急電話相談（2番を選択）



F A X から（聴覚障害者専用）

☎045-242-3808 医療機関案内のみ

パソコン・スマートフォンから

横浜市救急受診ガイド

パソコンやスマートフォンの画面上で、急な病気やけがの緊急性や、受診の必要性を確認できます。



QRコードからもアクセスできます。

8月から

横浜市は
中学生までの
医療費を
無料
にします

詳しくはこちら



新たに対象者となる方は申請が必要です。

令和5年5月下旬に、個別にご案内をお送りしています。[※]

※令和5年5月2日時点で横浜市民の方。

まだ申請がお済でない方は、お早めに申請をお願いします。

お問い合わせ

横浜市小児医療証発行事務処理センター
(平日午前9時から午後5時まで)

TEL : 323-9407 FAX : 323-9406
※事務処理センターの受付は、9月29日(金)まで

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の
結果報告及び今後の対応案について

3月市連会・区連会で標記アンケート単純集計結果（速報）を報告しましたが、その後、自由記述も踏まえた調査報告書がまとまりましたので、今後の対応案と共にご説明します。

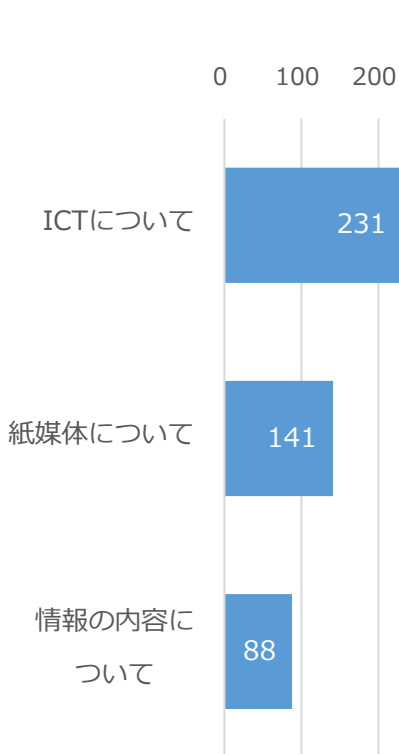
1 アンケート結果について（選択式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知	上位3位 (%)
<方法>「資料+説明」が適切	
・生命・財産に関するもの(防災関係、コロナ関連情報等)	64
・自治会町内会活動に関連するもの(補助事業の案内、先進的な活動事例等)	57
・市政・区政、施策の周知を目的とするもの(市の計画案内、市民意見募集等)	44
<改善すべき点>	
・資料の分かりやすさ	52
・情報量の多さ	41
・情報内容の精査(「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外)	38
(2) 委嘱委員の推薦(委嘱委員の候補者探しが「難しい」:56%、「やや難しい」:28%)	
<難しい理由>	
・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった	67
・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった	49
・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	49
(3) 候補者推薦における横浜市の関わり	
<支援のうち期待する取組>	
・委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減	47
・委嘱委員の業務内容説明資料の配付	39
・地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境	26
(4) 民生委員・児童委員の推薦	
<令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由>	
・民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	46
・活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった	35
・民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった	34

裏面あり

2 アンケート結果について（自由記述式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知について【意見：488人】



<ICTについて：231件>

- ・個人的にはデジタル化賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい
- ・回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたい
- ・情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う

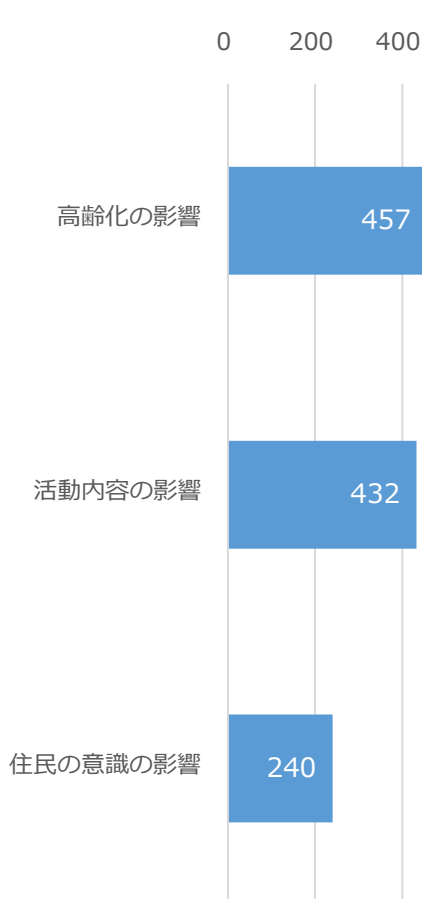
<紙媒体について：141件>

- ・横浜市からの情報は高齢者をかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせが良い
- ・とにかく紙資料が多すぎる。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めてほしい

<情報の内容について：88件>

- ・情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい
- ・情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難

(2) 委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点【意見：993人】



<高齢化の影響：457件>

- ・人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい
- ・候補者のなり手がいない。現在なっている人に再度頼むより方法がない
- ・委嘱委員の候補者が少ないので結果的に継続になってしまう。特定の個人の負担が増える

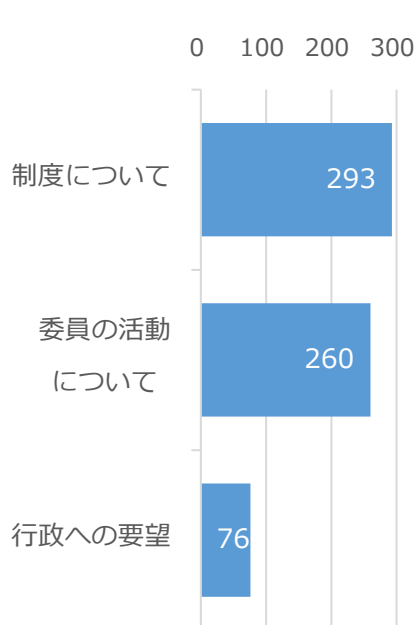
<活動内容の影響：432件>

- ・なるべく年齢の若い人をお願いするが、時間が合わない
- ・会社の退職時期が伸びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い
- ・推薦お願いしても、役職への責任や生活環境から辞退されてしまう

<住民の意識の影響：240件>

- ・各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることより町内会へのメリットが見えない
- ・委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない

(3) 民生委員・児童委員全般について【意見：647人】



<制度について：293件>

- ・制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない
- ・制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考える

<委員の活動について：260件>

- ・活動の負担や責任が大きい
- ・活動内容がよくわからないという人が多く、人選が難しい

<行政への要望：76件>

- ・高齢者の増加が進む中で、候補者確保が難しい場合、横浜市からの派遣制度の検討はできないものではないでしょうか。
- ・市、区内で地域に貢献出来る人材の紹介が望ましい。

3 今後の対応案

(1) 横浜市からの情報周知について

ア 市連会の議題提出基準の見直し

「資料+説明」、「資料提供のみ」、「議題対象外」の基準案を作成し、議題数の削減軽減を図ります。

イ 市連会議題説明資料の見直し

説明資料の様式の統一など、簡潔でわかりやすい内容にします。

ウ 市連会のホームページの充実

市連会定例会の資料をホームページで掲載していきます。

エ 区連会での実施に向けた検討

上記ア～ウについて、5年度に市連会で試行実施及び効果測定を行い、6年度以降、順次区連会での検討・実施を目指します。

(2) 委嘱委員の推薦事務等

ア 自治会町内会の負担軽減に向けた取組

各所管課と調整の上、推薦事務の簡略化や活動内容の広報の充実など、改善策を検討していきます。

イ 改選時に合わせた見直し

各委嘱委員の改選時期に合わせ、各所管課による推薦手法や活動内容等の見直しを図られるよう取り組みます。

※委嘱委員：スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進委員、消費生活推進員（該当区のみ）

（※民生委員・児童委員については裏面に記載）

(3) 民生委員・児童委員の活動支援及び推薦手続き等

ア 民生委員・児童委員活動の支援強化・広報活動の充実

民生委員の活動しやすい環境づくりを進めるため、活動支援策の強化を図る（モデル区（都筑区・戸塚区・栄区）において試行実施）とともに、民生委員活動への理解を深めていただくための広報の充実に取り組みます。

イ 推薦手続きの改善

自治会・地区民児協の負担を軽減するため、令和7年12月の一斉改選に向けて推薦手続きの簡素化などの改善に取り組みます。

ウ 年齢要件にかかる意見調整

年齢要件について、市・区・地区民児協と令和7年12月の一斉改選に向けて意見調整を行っていきます。

※年齢要件について、自治会町内会長アンケートでは「見直しが必要」が74%を占めていたのに対して、地区民児協会長アンケートでは、「現状のままでよい(48%)」「見直しが必要(46%)」という結果になっています。

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉 担当 市民局地域活動推進課 川口、関、江口 電話 045-671-2317 電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp 〈民生委員・児童委員の推薦について〉 担当 健康福祉局地域支援課 村山 電話 045-671-4046 電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp
--

**令和4年度
自治会町内会に対する依頼の見直しに向けた
アンケート調査報告書**

**横浜市
市民局 地域活動推進課
健康福祉局 地域支援課**

目次

1. 調査の概要	P.2
調査概要	P.3
回収状況	P.4
自治会町内会/会長の状況	P.5
2. 調査結果	P.6
横浜市からの情報周知等	P.7
自治会町内会のデジタル化の状況	P.10
委嘱委員の推薦事務	P.16
令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務	P.20

調査の概要

調査概要

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

1) 調査方法

- ・ アンケート方式による定量調査
- ・ 郵送によりアンケート票を配付／回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答

2) 調査の対象

- ・ 横浜市内すべての単位自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

3) 回収率（数）

- ・ 有効回答標本数 1,738票 有効回答標本回収率 61%
- ・ 郵送による回答 1,132票
- ・ 電子申請による回答 606票

4) 実施期間

- ・ 令和4年11月11日～令和5年1月31日

5) 調査実施主体

- ・ 横浜市市民局 地域活動推進課
- ・ 横浜市健康福祉局 地域支援課

6) 集計・分析・報告書の作成

- ・ 株式会社クリエイティブ・リンク

【表記について】

本報告書では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は小数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とまらない箇所がある。

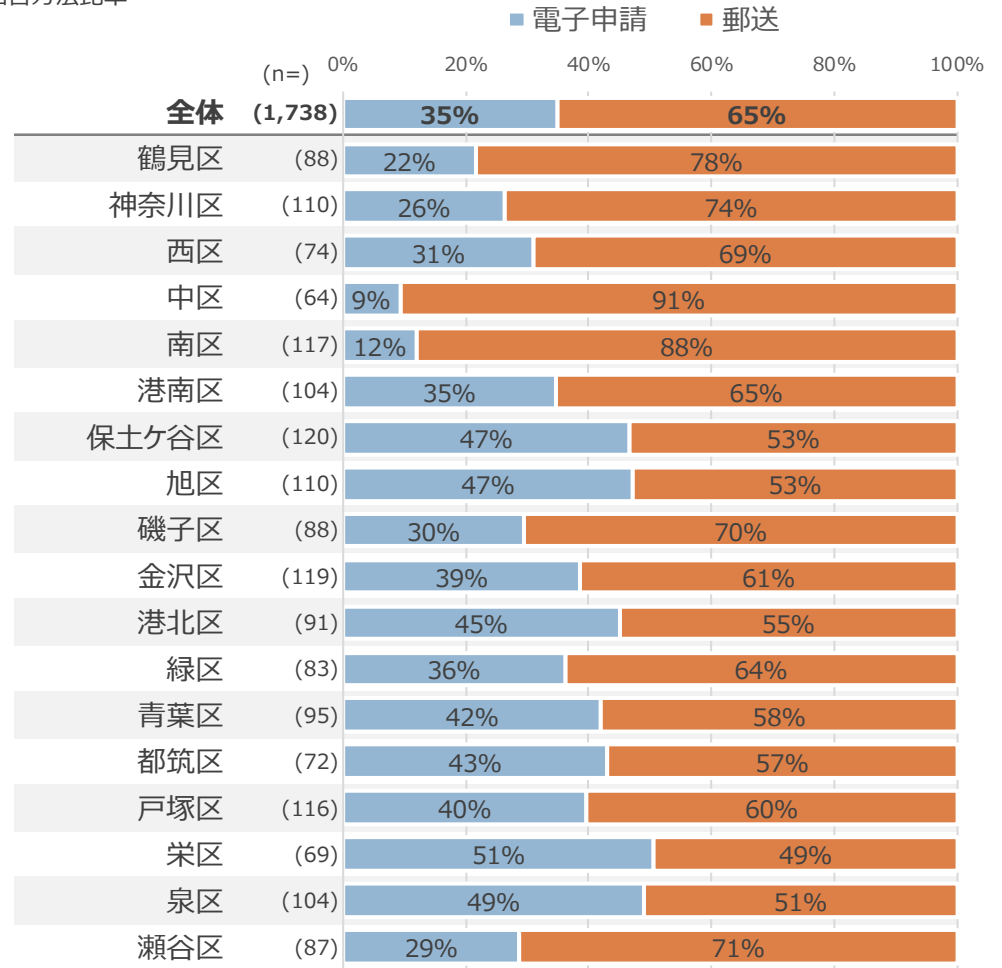
回収状況

- 区別の発送数と回収数、回収方法の比率は以下の通り。

発送数／回収数

	発送数	回収数	回収率
全体	2,849	1,738	61.0%
鶴見区	126	88	69.8%
神奈川区	176	110	62.5%
西区	99	74	74.7%
中区	131	64	48.9%
南区	205	117	57.1%
港南区	169	104	61.5%
保土ヶ谷区	196	120	61.2%
旭区	236	110	46.6%
磯子区	167	88	52.7%
金沢区	170	119	70.0%
港北区	151	91	60.3%
緑区	122	83	68.0%
青葉区	162	95	58.6%
都筑区	123	72	58.5%
戸塚区	221	116	52.5%
栄区	88	69	78.4%
泉区	153	104	68.0%
瀬谷区	154	87	56.5%

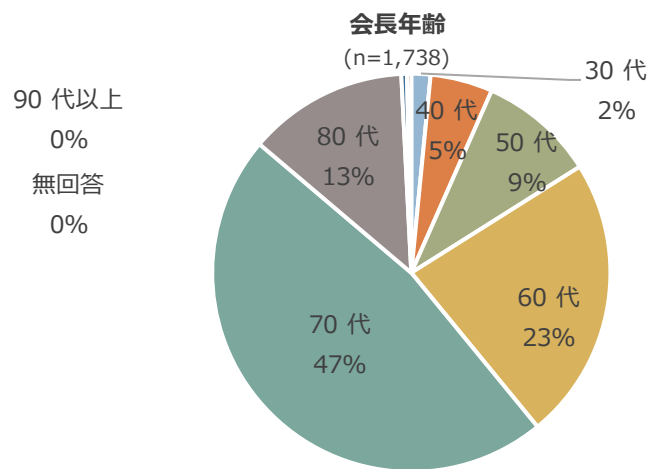
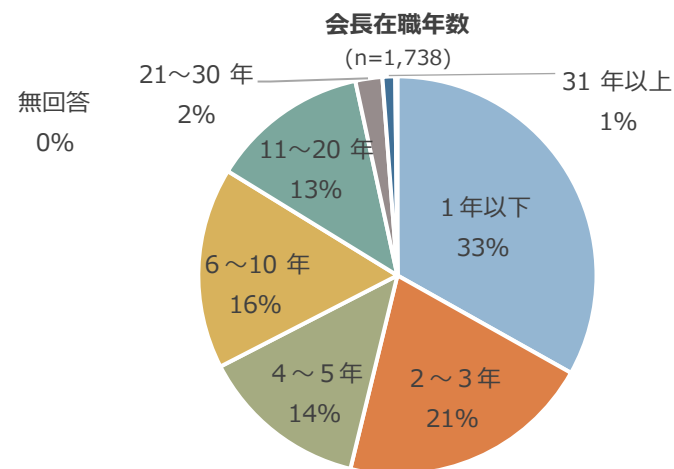
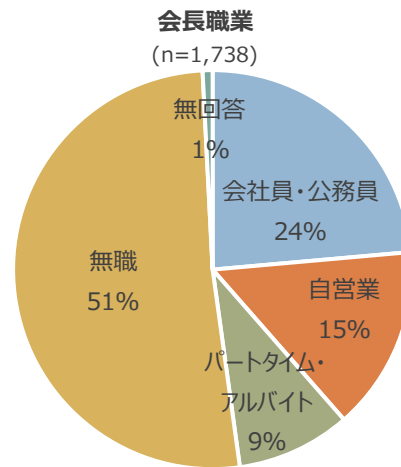
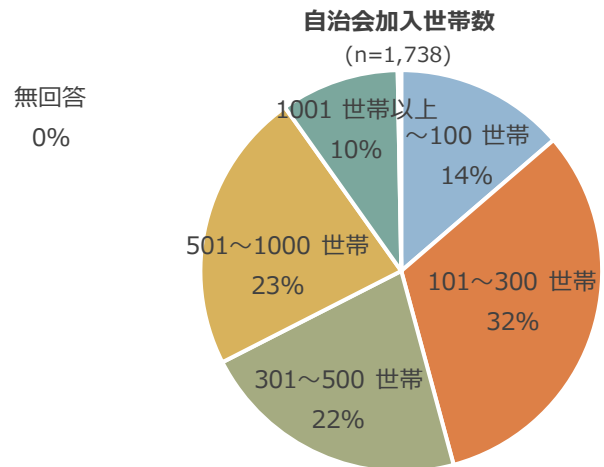
回答方法比率



自治会町内会／会長の状況

- 自治会加入世帯数は101～300世帯が全体の1/3を占める。
- 会長は約半数が無職。また、会長の年齢は、70代以上が6割を占めている。
- 在職年数は1/3が1年以下である一方で11年以上在職している人も16%存在する。

Q1 自治会町内会／会長の状況



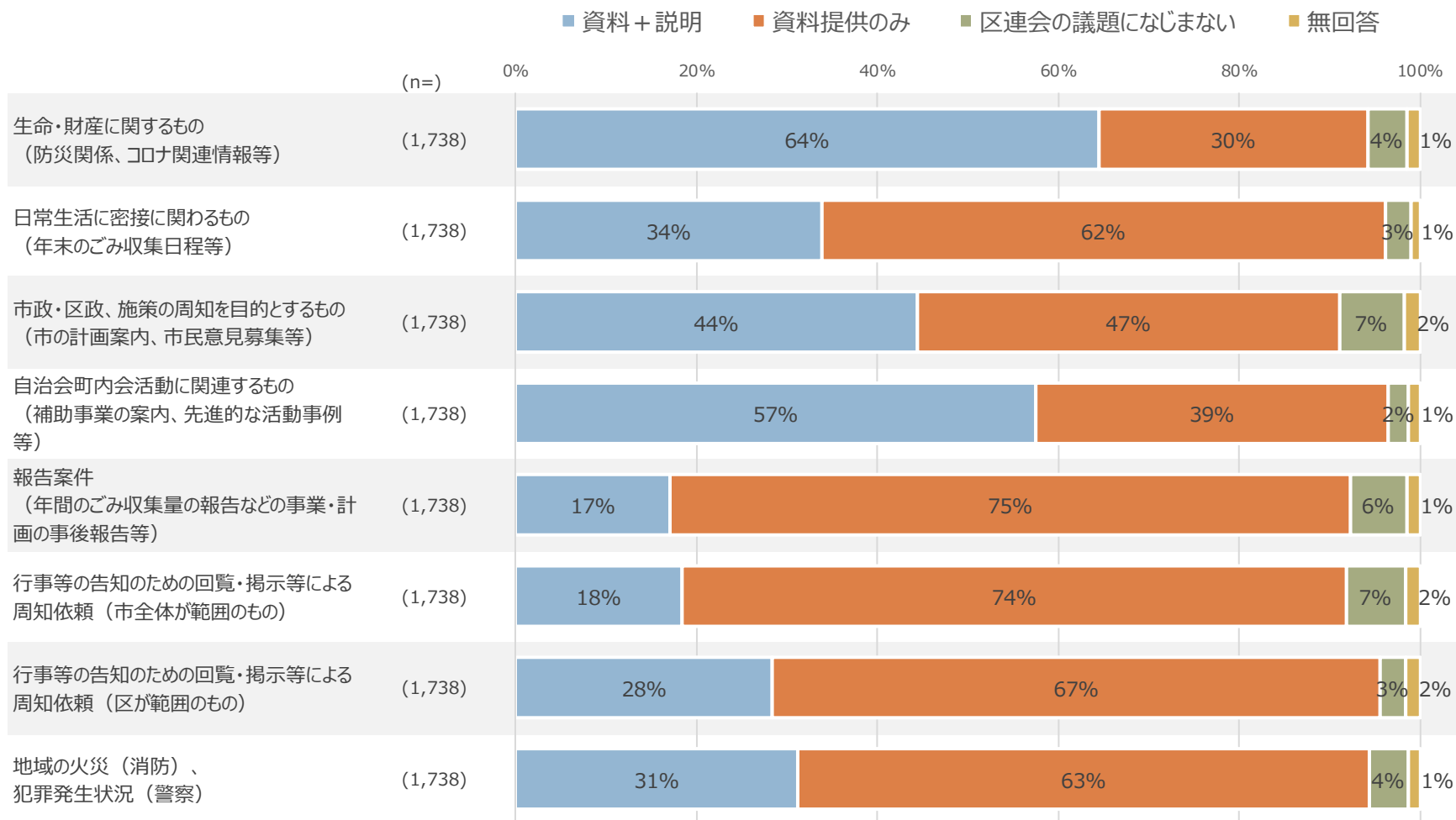
調查結果概要

横浜市からの情報周知等

区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法

- 区連会を通した横浜市からの情報周知等について、「資料+説明」の両方が適切だと感じる情報の種別としては、「生命・財産に関するもの」が最も高く64%で、「自治会町内会活動に関連するもの」が57%でそれに続く。
- 「報告案件」や「行事等の告知のための回覧・掲示等による周知依頼」は、全体の約3/4が「資料提供のみ」が適切だと考えている。

Q2_1 区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法



区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点

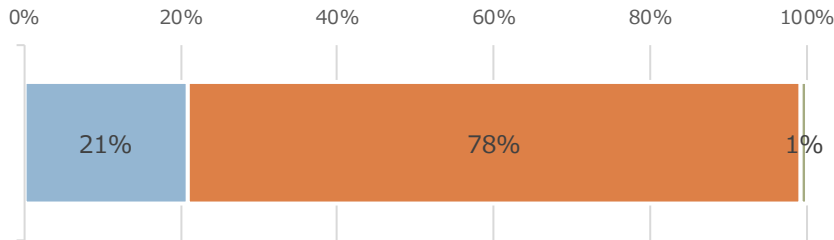
- 区連会資料の電子データでの活用については、78%が活用していない状況。
- 今後の区連会情報の受け渡し方法として効果的なものは「毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）」が37%で最も高く、「紙媒体と電子データの併用」が30%でそれに続く。
- 「紙媒体と電子データの併用」「基本的にはデータでいい」「紙媒体は不要」を合わせると6割がデータ活用を希望している。
- 情報を周知する上で行政が改善すべき点としては「資料のわかりやすさ」が52%で半数を超え、最も高い。

Q2_2/2_3/2_4 区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点（複数回答）

Q2_2 区連会資料の電子データ活用

(n=1,738)

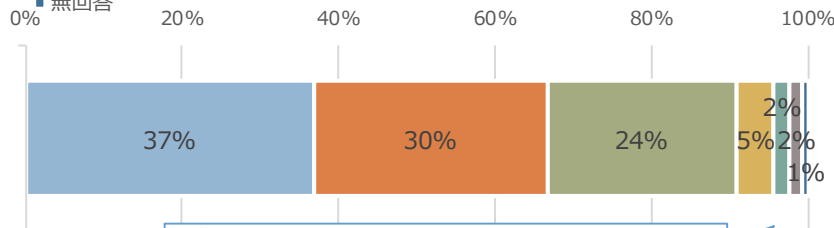
■ 活用している ■ 活用していない ■ 無回答



Q2_3 効果的な受取り方法

(n=1,738)

- 区連会後の毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データ入手できるようにしてほしい（紙媒体は不要）
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答



【自由回答あり】：29件

【主な回答】

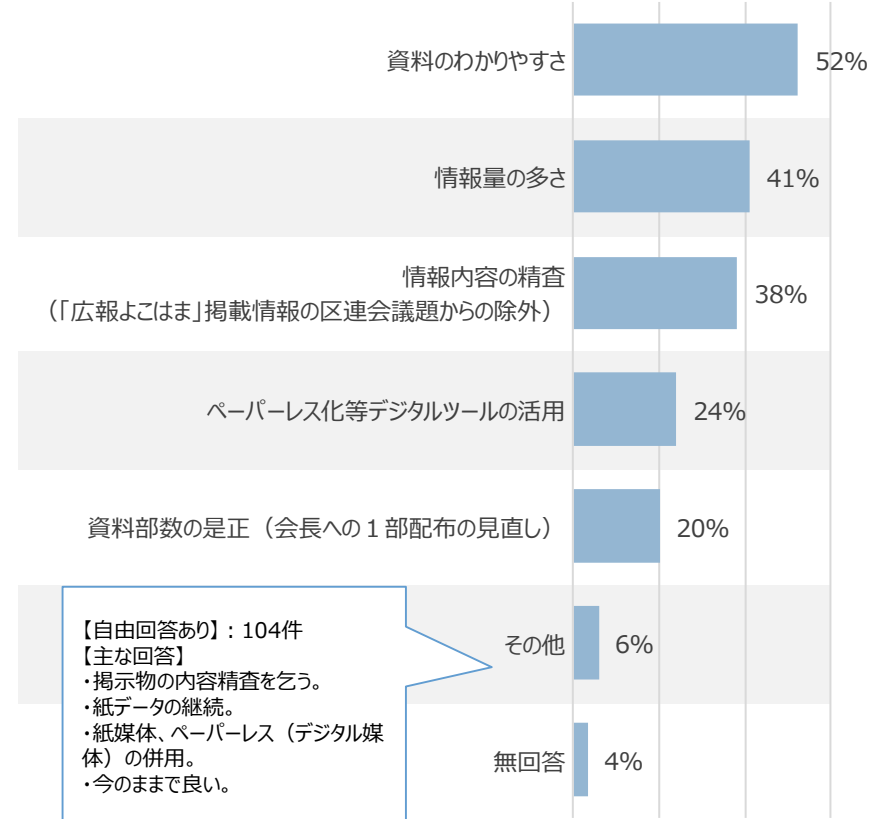
- ・市政だより、区政だよりに掲載して頂ければ良い。
- ・紙媒体で回覧資料、掲示資料は必要数ほしい。

降順ソート

Q2_4 行政が改善すべき点（複数回答）

(n=1,738)

0% 20% 40% 60%



【自由回答あり】：104件

【主な回答】

- ・掲示物の内容精査を乞う。
- ・紙データの継続。
- ・紙媒体、ペーパーレス（デジタル媒体）の併用。
- ・今のままで良い。

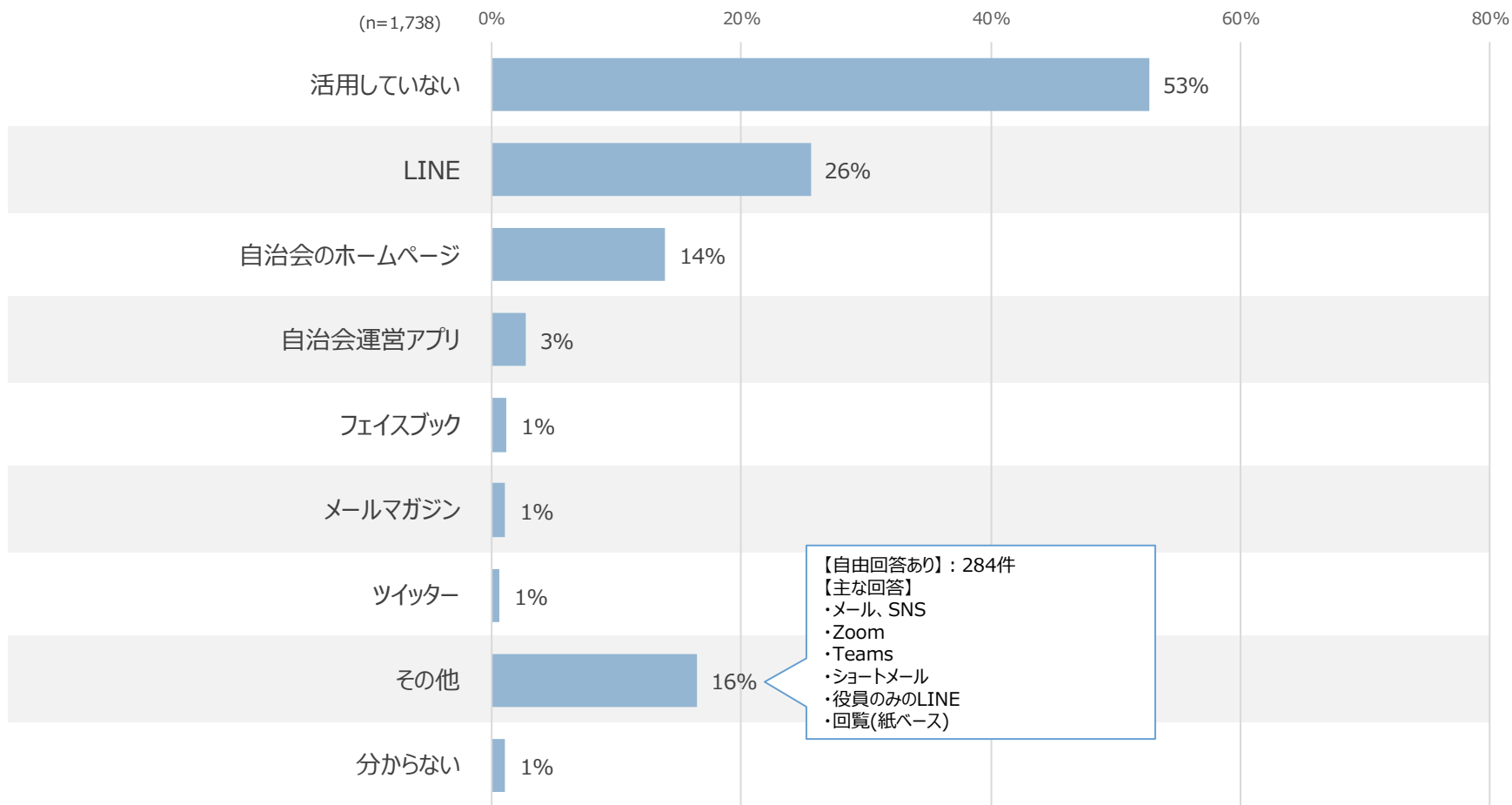
降順ソート

自治会町内会のデジタル化の状況

デジタルツールを活用した会員への情報周知方法

- 会員へ情報を周知するためにデジタルツールを「活用していない」と回答した方が全体の過半数を占めており、デジタルでの情報周知はまだ主流の方法とはなり得ていない。活用しているデジタルツールとしては、LINEが26%で最も高く、自治会のホームページが14%でそれに続く。

Q3_1 デジタルツールを活用した会員への情報周知方法（複数回答）



降順ソート

デジタルツールの具体的な活用事例

- デジタルツールの具体的な活用事例としては「行事や会議等の各種連絡や通知」が最も多く、他に「回覧板や議事録などの資料の共有」や「イベントの案内・申し込み」が多くあげられた。

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例

	(件)	(%)
行事や会議等の各種連絡・通知	233	44%
回覧板や議事録などの資料の共有	109	21%
イベントの案内・申し込み	88	17%
回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用	44	8%
定例会等の資料の送信・掲載	26	5%
ZoomやLINEを利用したりリモート会議	25	5%
イベント結果の報告	22	4%
緊急情報の通知	16	3%
掲示物の掲載	15	3%
活動内容の案内・報告	15	3%
意見交換	10	2%
施設予約	9	2%
出欠確認	8	2%
相談・問い合わせ	8	2%
各種申請	5	1%
アンケートの実施	2	0%
会計情報の開示	2	0%
消火器等自治会設備の設置状況	1	0%
その他	10	2%
活用していない・準備中	103	19%
合計	529	100%

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例（自由記述、抜粋）

<行事や会議等の各種連絡・通知>

- ・ コロナ禍での会議開催延期又は、中止の連絡とか会議議題の周知など。
- ・ 会員への案内は、まだ「回覧版」を基本としているが、同時に町内会ホームページにも載せている。
- ・ 各種イベントの開催案内(チラシ)や中止をホームページに掲載し周知している。
- ・ 子供会の回覧に関しては、ラインで流せるように許可している。

<回覧板や議事録などの資料の共有>

- ・ 回覧、イベントチラシ、実施したイベントの報告等をホームページに掲載している。
- ・ 回覧はすべてホームページに掲載している。
- ・ 月々の町会会議の資料をLINEで通知したり、活動やイベントの写真を提出している。(LINEにて)

<イベントの案内・申し込み>

- ・ イベントの参加申し込みをQRコードで読み込んでもらい、グーグルフォームで入力。参加者の管理をしている。
- ・ イベント募集をホームページ、LINEなどで通知し、イベント開催。急な中止のときホームページで案内した所93%の人が知ることになり、効果を確認した。

<回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用>

- ・ LINEを基本的には活用しています。但し、高齢者も多く無理な方については配付物を作成している。デジタルツール使用を嫌う(個人情報)方もいるので面倒な部分もある。

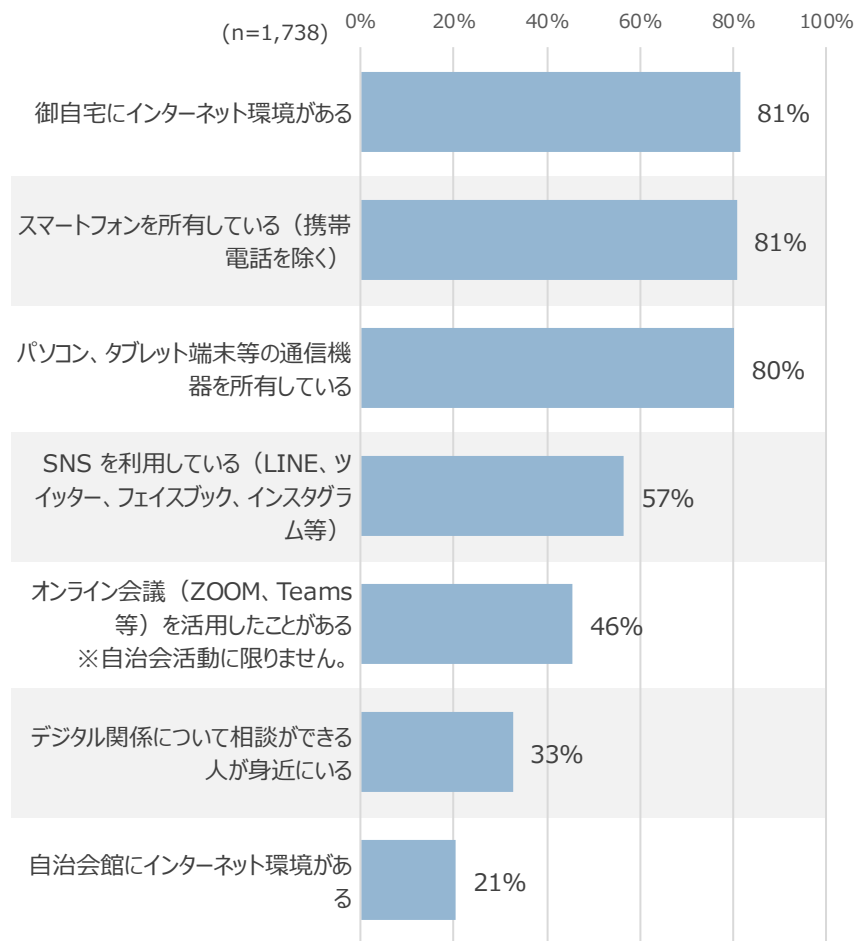
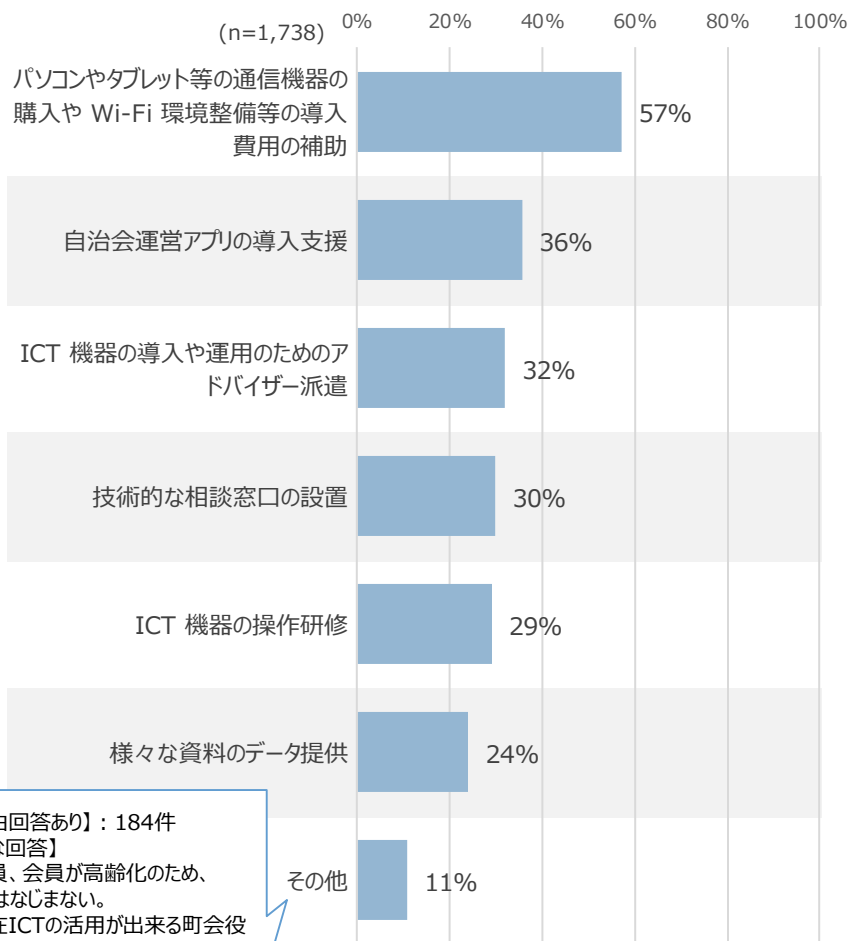
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

ICT活用のための有効な行政支援／会長自身のデジタル環境

- ICTの活用に有効な行政からの支援策としては「パソコンやタブレット等の通信機器の購入やWi-Fi環境整備等の購入費用の補助」が最も高く、57%で他を20ポイント以上上回る。
- 会長ご自身のデジタル環境としては8割以上が「自宅にインターネット環境がある」、「スマートフォンを所有している」、「パソコンやタブレットなどの通信機器を保有している」と回答。一方で、自治会館のインターネット環境整備は21%にとどまる。

Q3_3 ICT活用のための有効な行政支援（複数回答）

Q3_4 会長自身のデジタル環境（複数回答）



【自由回答あり】：184件
 【主な回答】
 ・役員、会員が高齢化のため、ICTはなじまない。
 ・現在ICTの活用が出来る町会役員はいない。
 ・特に利便性、必要性を感じない。

降順ソート

降順ソート

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 自由回答では、ICTに関するものが47%で最も多く、紙媒体に関するものが29%でそれに続く。
- ICTについては、「高齢者が多く、デジタルツールを使いこなせない」との声が最も多く、ICTに不慣れな方への周知洩れが懸念されている。
- 紙媒体については、特に高齢者に対して従来通り紙ベースでの配布・回覧が必要だとの認識だが、その一方で、紙の情報が多すぎるといった意見も少なくない。

Q4_横浜市からの情報周知に関して①

	(件)	(%)
ICTについて	231	47%
デジタルツールを使いこなせない	49	10%
HPの活用	43	9%
情報のデジタル化	38	8%
LINEやメール、YouTubeの活用	32	7%
ICTの活用	17	3%
情報へのアクセス方法の多様化	16	3%
Wi-Fi等の環境の整備	9	2%
デジタルツールの提供	9	2%
セキュリティの確保	5	1%
高齢者向け等のデジタルツール活用支援	5	1%
アプリの提供	4	1%
PWが面倒	3	1%
電子掲示板サービスの提供	1	0%
紙媒体について	141	29%
紙媒体の継続	48	10%
紙媒体の削減・ペーパーレス化	35	7%
掲示物の配布・回覧	21	4%
広報紙の活用	19	4%
掲示物・配布物の削減	13	3%
掲示板の活用	5	1%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)①

<デジタルツールを使いこなせない>

- 会長がPC,スマホを持っていないし、デジタルが利用不可能。
- 個人的にはデジタル化に賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい。
- 誰でも100%デジタル環境にはないのでなんでもかんでもデジタル化しないでほしい。
- インフラを整備しても、使う意思が希薄な高齢者過多の町内では、ネットによる情報周知には限界がある。世代交代を待つしかないと思います。

<HPの活用>

- 回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたいです。
- 全ての情報はホームページなどで、簡単に閲覧・データ入手を出来るようにしてほしい。

<情報のデジタル化>

- 情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う。
- 市の便りをデジタル化して下さって、情報が取りやすくなりました。

<紙媒体の継続>

- 横浜市からの情報は高齢者がかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせがよいです。
- 町内会には高齢者も多く、紙ベースの資料はかかせません。

<紙媒体の削減・ペーパーレス化>

- とにかく、紙資料が多すぎます。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めて欲しいと思います。

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 情報の内容については、「情報の精査」に関する意見が多い。情報の内容については情報量が多いとのご意見が多く、「伝達必須の情報だけに限定してほしい」など、本当に必要な情報だけを精査して提供することが望まれている。
- その他、「自治会の負担の軽減」についての記載も一定数あった。

Q4_横浜市からの情報周知に関して②

	(件)	(%)
情報の内容について	88	18%
情報の精査	59	12%
掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ	14	3%
迅速・適切な情報提供	9	2%
パブリックコメントの募集時期が遅い、結果のフィードバックが欲しい	4	1%
掲示時期・掲示期間の明確化	1	0%
掲示と回覧の区別の明確化	1	0%
その他	175	36%
自治会の負担の軽減	42	9%
情報周知以外の要望・感想	10	2%
情報周知は難しい	8	2%
自治会非加入者への対応	5	1%
行政用語がわかりにくい	2	0%
外国語対応	2	0%
現状で問題ない	21	4%
その他	46	9%
特になし	39	8%
合計	488	100%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)②

<p><情報の精査></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい。 情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難である。
<p><掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ></p> <ul style="list-style-type: none"> 掲示物は、掲示板の大きさがさまざまあるため、A4片面で文字数を少なく読みやすくして下さい。
<p><自治会の負担の軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会に依存した情報発信を抜本的に見直す。 各種配布物、回覧物が異なる日にやってくるので 配布作業が多い。 行政からの情報周知は自治会の役割ではない。 とにかく多すぎる、何でも町内会になげればよいという意識がよくなる。
<p><情報周知以外の要望・感想></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の一方的な情報提供では監視機能がない。 高齢化により委員の選出が年々難しくなっている。

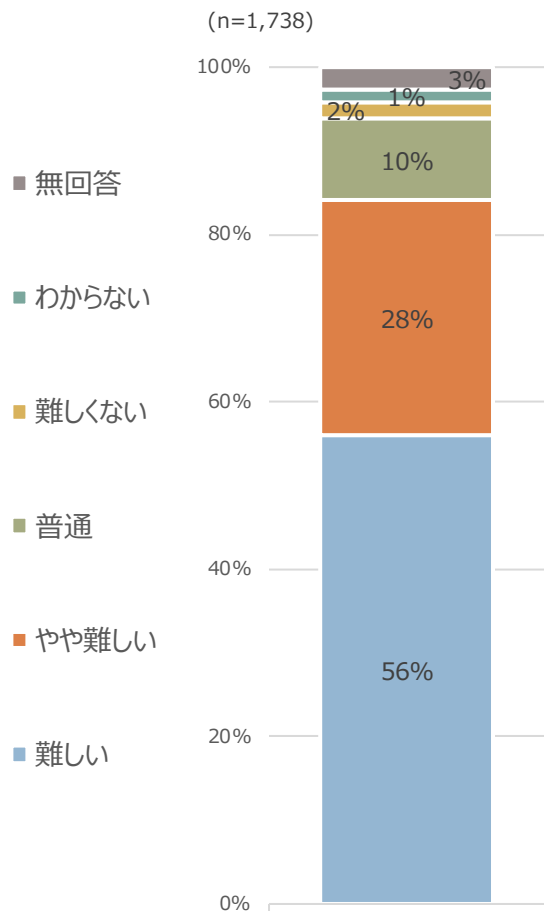
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

委嘱委員の推薦事務

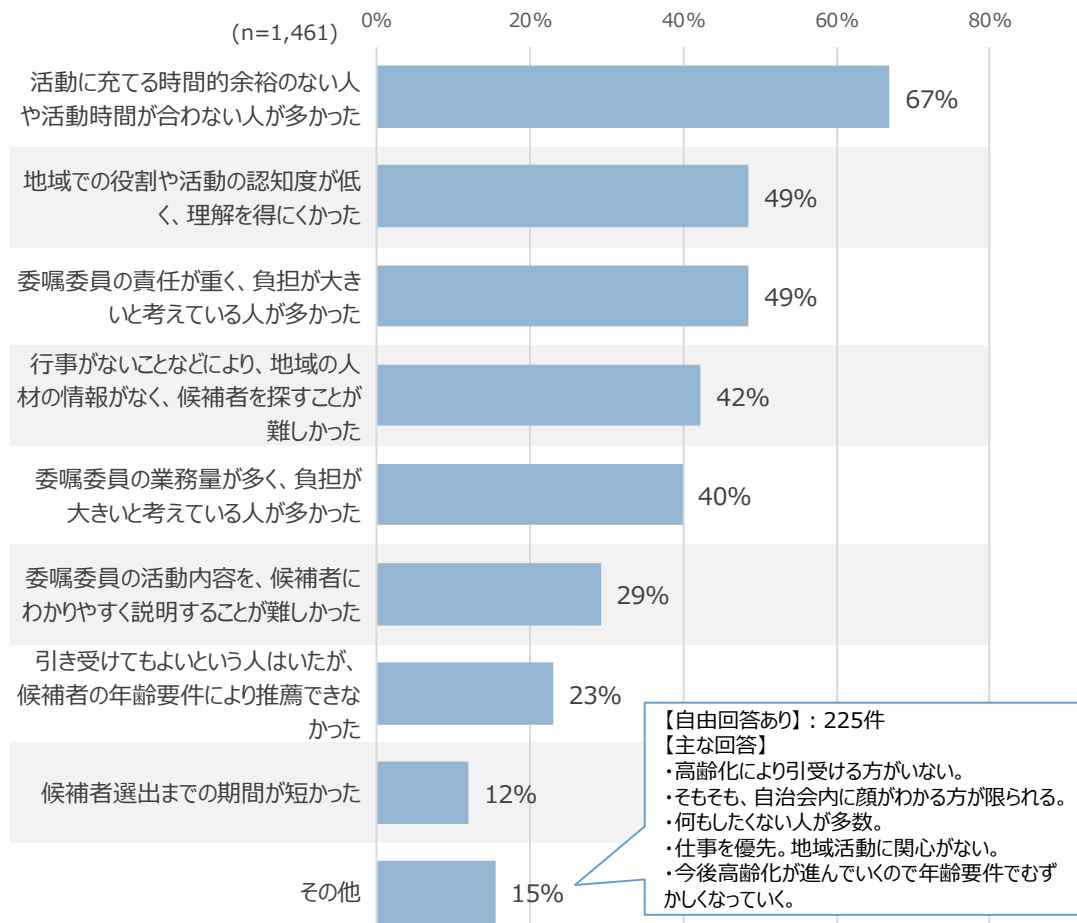
委嘱委員の候補者探し／委嘱委員候補者探しが難しい理由

- 委嘱委員の候補者探しについては、「難しい」が56%。「やや難しい」と合わせると84%を占める。
- 候補者探しが難しい理由としては「活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった」が67%で最も高く、「認知度が低く理解を得にくかった」、「負担が大きいと考えている人が多かった」が49%で続く。

Q5_1 委嘱委員の候補者探し



Q5_2 委嘱委員候補者探しが難しい理由（複数回答）



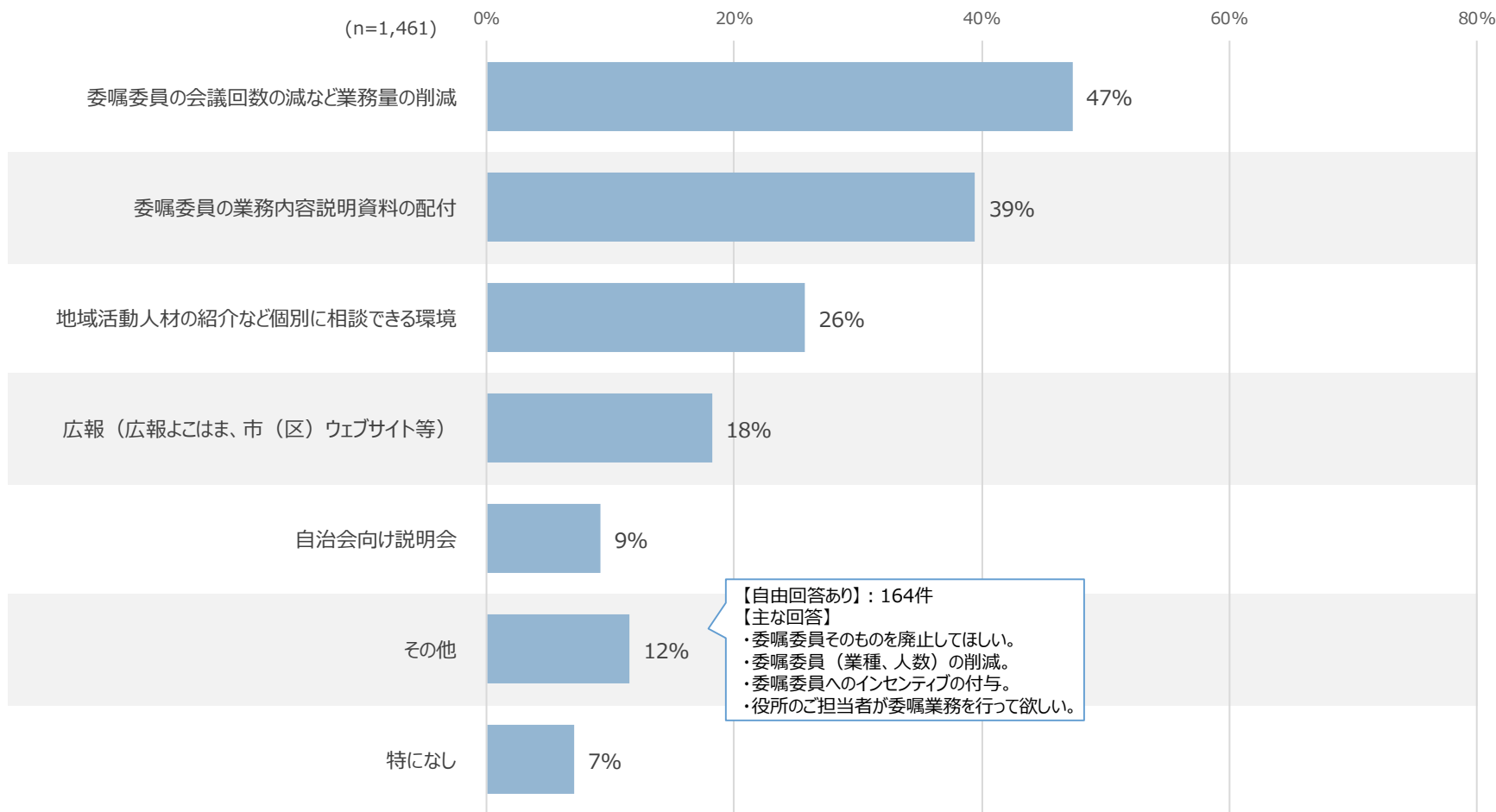
【自由回答あり】：225件
 【主な回答】
 ・高齢化により引受ける方がいない。
 ・そもそも、自治会内に顔がわかる方が限られる。
 ・何もしたくない人が多数。
 ・仕事を優先。地域活動に関心がない。
 ・今後高齢化が進んでいくので年齢要件でむずかしくなっていく。

Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

市に候補者推薦で期待する取組／委嘱委員の候補者探しについて

- 候補者探しが難しいと感じる人が候補者推薦で横浜市に期待する取組としては「会議回数減など業務量の削減」が最も高く、「業務内容説明資料の配付」が続く。

Q5_3 市に候補者推薦で期待する取組（複数回答）



Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点

- 委嘱委員の候補者探しの困難な点に関するご意見としては「高齢化の影響」に関するものと「活動内容の影響」に関するものが多く、“候補者になりてがない、現在なっている人に再度頼むより方法がない”、“年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない”などが挙げられる。

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述）

	(件)	(%)
高齢化の影響	457	46%
依頼先が少ない・候補者がいない	192	19%
高齢者が多い	190	19%
年齢要件が合わない	75	8%
活動内容の影響	432	44%
活動時間がない	192	19%
責任が重い・負担が大きい	106	11%
活動内容が分かりにくい	91	9%
活動費等の補助が不明	43	4%
住民の意識の影響	240	24%
委員の必要性が不明	108	11%
活動意欲が低い	95	10%
断られる	26	3%
メリットがない	11	1%
自治会の問題	134	13%
イベントや交流がない	76	8%
自治会加入世帯の減少	31	3%
世帯数が少ない	27	3%
その他	287	29%
自治会の状況についての説明・報告	65	7%
なり手のない委員がある	62	6%
行政への要望・疑問	41	4%
市や住民からの推薦や公募	25	3%
推薦までの日程が早い	12	1%
委嘱委員の種類が多い	10	1%
その他	34	3%
困難は感じていない	21	2%
特にない	17	2%
合計	993	100%

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述、抜粋）

- <依頼先が少ない・候補者がいない>
- 人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい。
 - 候補者になりてがない 現在なっている人に再度頼むより方法がない
 - 委嘱委員の候補者が少ないので、結果的に委嘱委員の継続になってしまう。特定の個人の負担が増える。
 - やりたがる人がいない。また、その委嘱委員にあてはまる人材がどうかかわからない
 - 引き受ける人がいない。
- <活動時間がない>
- なるべく年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない。
 - 会社の退職時期が延びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い。
 - 平日に時間の取れる人材が少ない。
- <高齢者が多い>
- 高齢者が増え委員を出来る人が限られてきている。
 - 高齢化が進むなか候補者が少なくなっている。若い人は、無関心。
 - 高齢が多い自治会の為、総会にて立候補を募っても居なかった。
- <委員の必要性が不明>
- 各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることによる町内会へのメリットが見えない。
 - 委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない。
 - 委員の必要性や対応頻度の問い合わせに苦慮します。
- <責任が重い・負担が大きい>
- 推薦お願いしても役職への責任や生活環境から辞退されてしまう。
 - 環境事業推進委員：負担が大きい。消費生活推進員：業務量が多い。
 - 任期中に負担を感じる方が多かった。

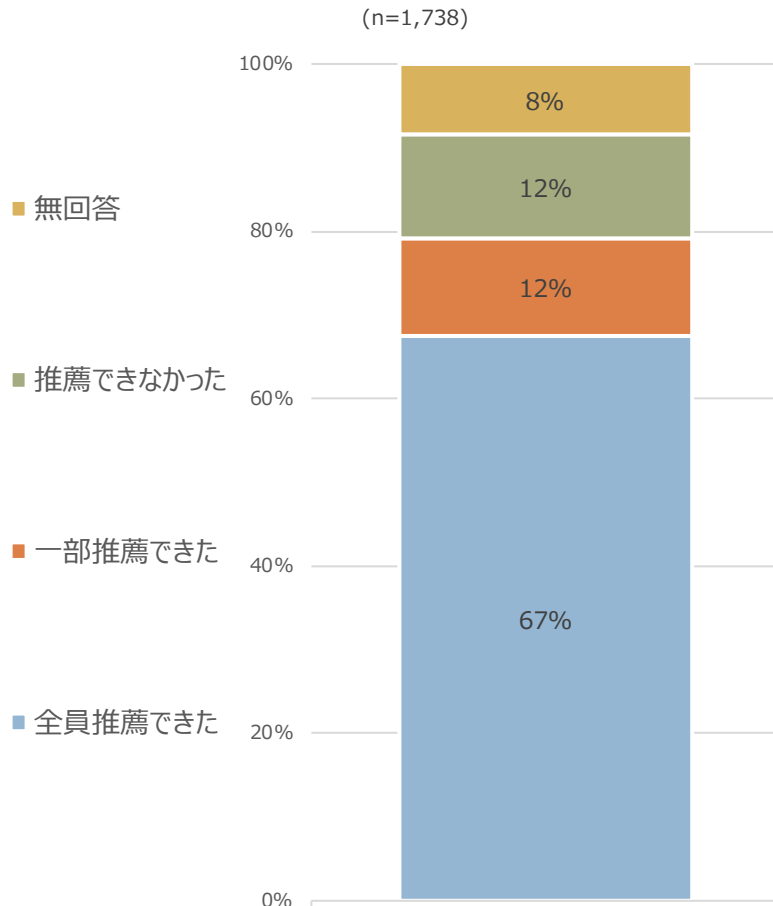
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務

民生委員の推薦状況／推薦を行うための工夫

- 民生委員の推薦状況については、全体の2/3が「全員推薦できた」と回答。「推薦できなかった」は12%となった。
- スムーズに推薦できた理由について自由記述の内容で多かったものは「再任」が42%で最も高く、「役員等からの紹介・協力」、「日頃のコミュニケーション」が16%で続いている。

Q6_1 民生委員の推薦状況



Q6_2_スムーズに推薦できた理由（自由記述）

	(件)	(%)
再任だった	426	42%
役員等からの紹介・協力	165	16%
日頃のコミュニケーション	159	16%
スムーズではなかった	87	9%
無理にお願い	57	6%
意識・意欲が高い	47	5%
会長・役員・家族等が引き受けた	35	3%
たまたま運が良かった	24	2%
人数が少なかった	20	2%
実績・資格等がある	16	2%
説得	15	1%
引き受けてもらうための条件を提示	14	1%
業務内容を理解	14	1%
候補者のリストアップ・情報収集	10	1%
立候補	10	1%
家族の協力	4	0%
当番制、抽選	4	0%
金銭的な支援	3	0%
特になし	19	2%
その他	37	4%
合計	1,003	100

【主な回答】

- 再任の為スムーズに推薦を行う事ができた。
- 前期からの継続を心良く引き受けてくれた。
- 前任者(退任者)が候補者を推薦してくれた。
- 役員会で候補者の推薦を上げてもらった。
- 日ごろから、適任と思われる方とコミュニケーションを取る努力が必要だと思います。
- 粘り強く何度もお願いしました。

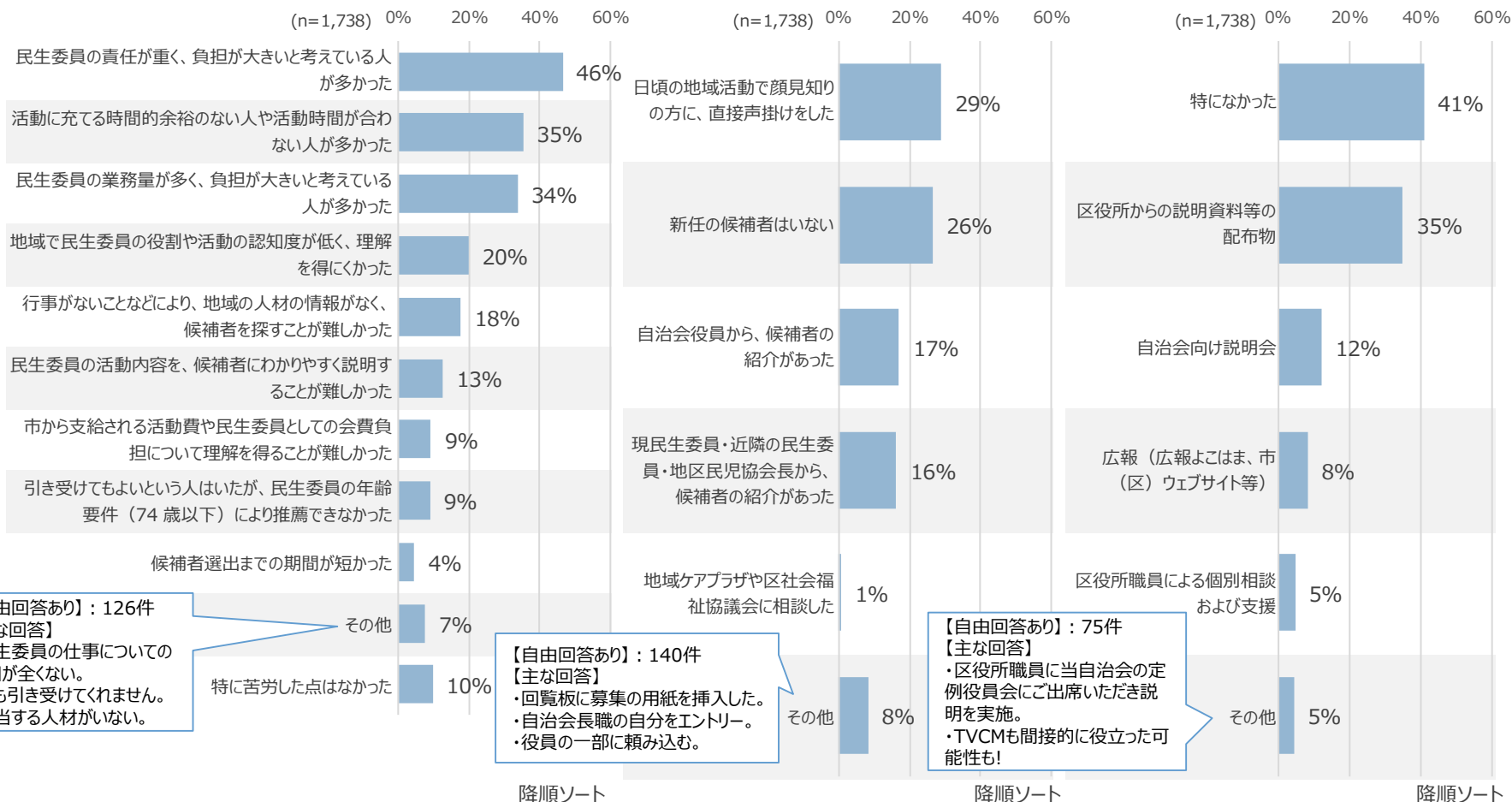
民生委員候補者確保の苦労した理由／新任民生委員候補者確保の方法

- 民生委員の候補者確保で苦労した点としては「責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった」が最も高い。
- 新任の候補者探しは「日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声かけ」が最も高い。
- 候補者推薦に役立った横浜市の支援としては「特になかった」が高いものの、支援の中では「区役所からの説明資料等の配布物」が最も高い。

Q6_3 民生委員候補者確保の苦労した理由（複数回答）

Q6_4 新任民生委員候補者確保の方法（複数回答）

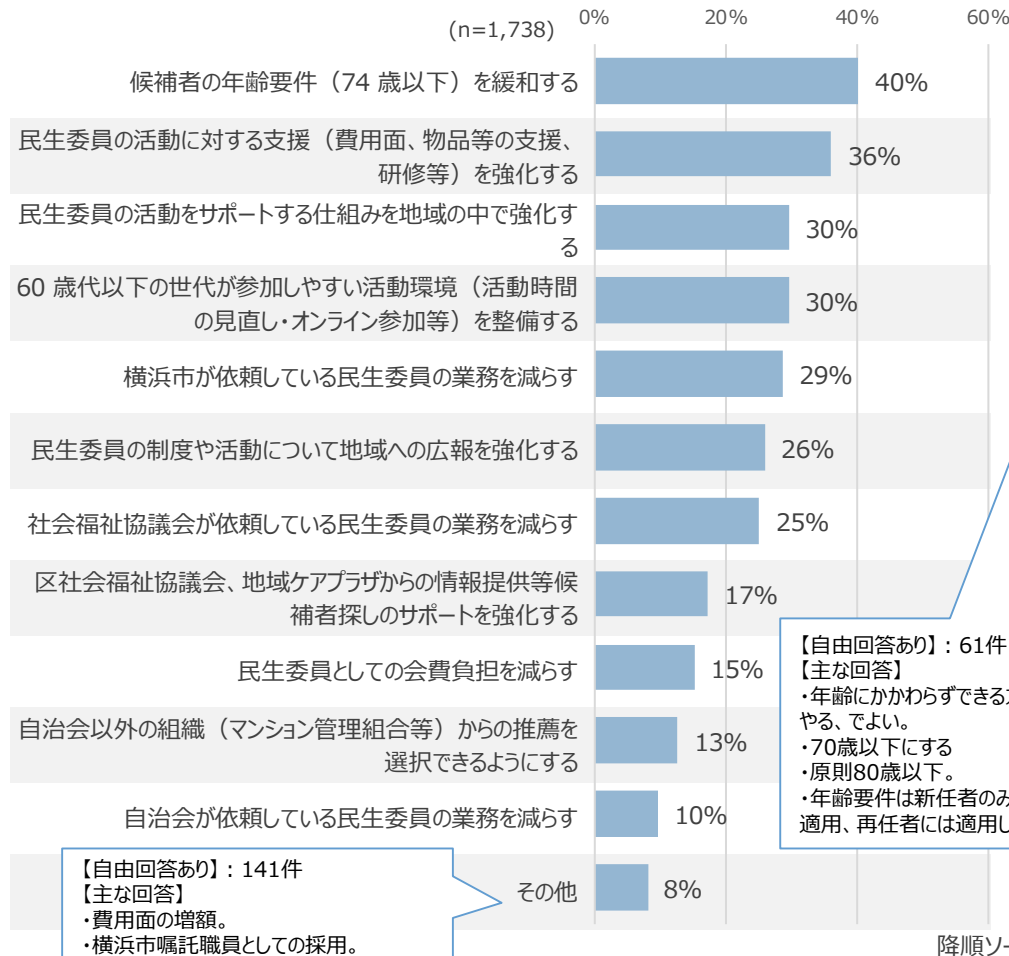
Q6_5 民生委員候補者推薦に役立った横浜市の支援（複数回答）



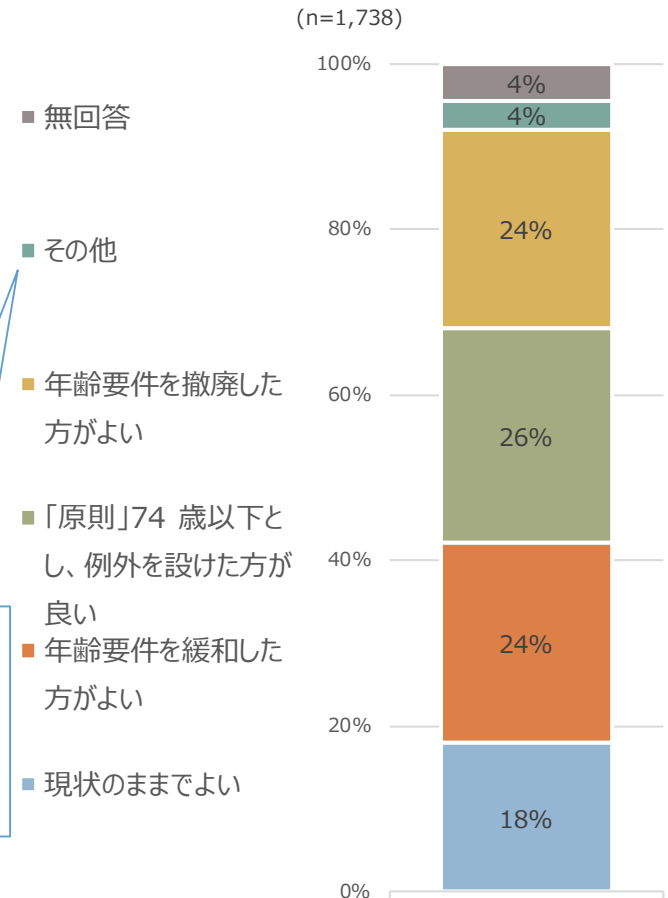
候補者確保に有効な取組／候補者の年齢要件

- 候補者の確保に有効な取組としては「年齢要件の緩和」が最も高く、「活動に対する支援を強化」が続く。
- 候補者の年齢要件については、「緩和した方がよい」、「原則74歳以下とし、例外を設けた方がよい」、「撤廃した方がよい」がそれぞれ25%前後となっており、変更の検討が望まれている。

Q7_1 候補者確保に有効な取組（複数回答）



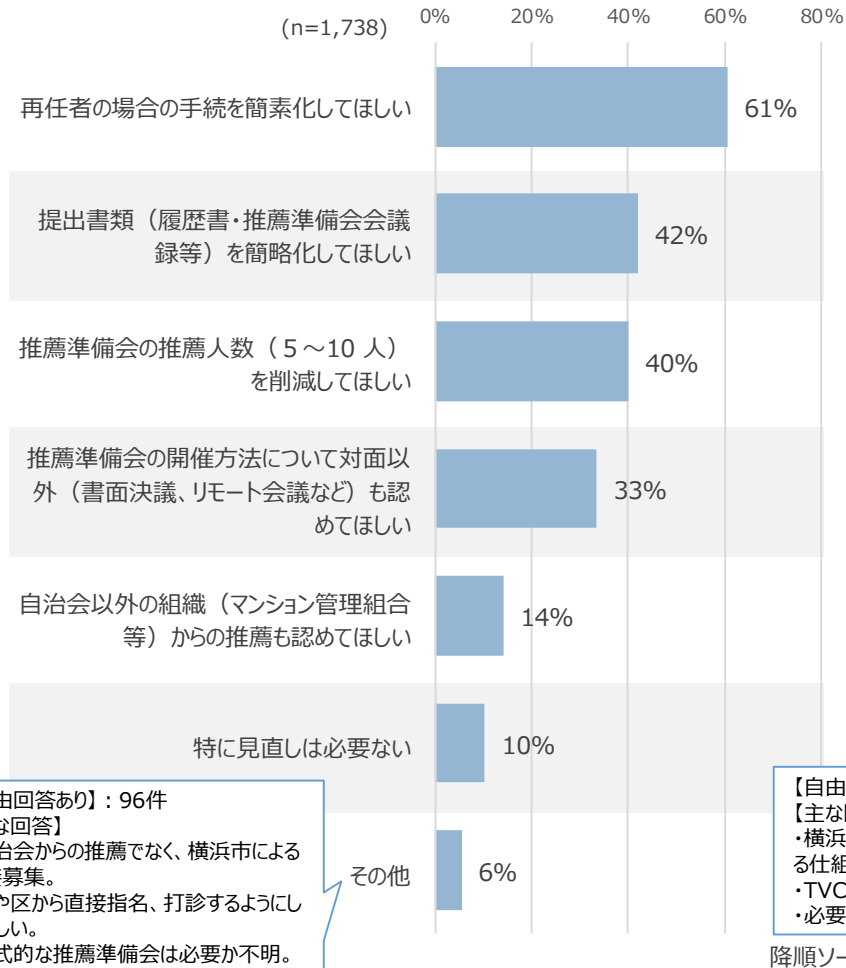
Q7_2 候補者の年齢要件



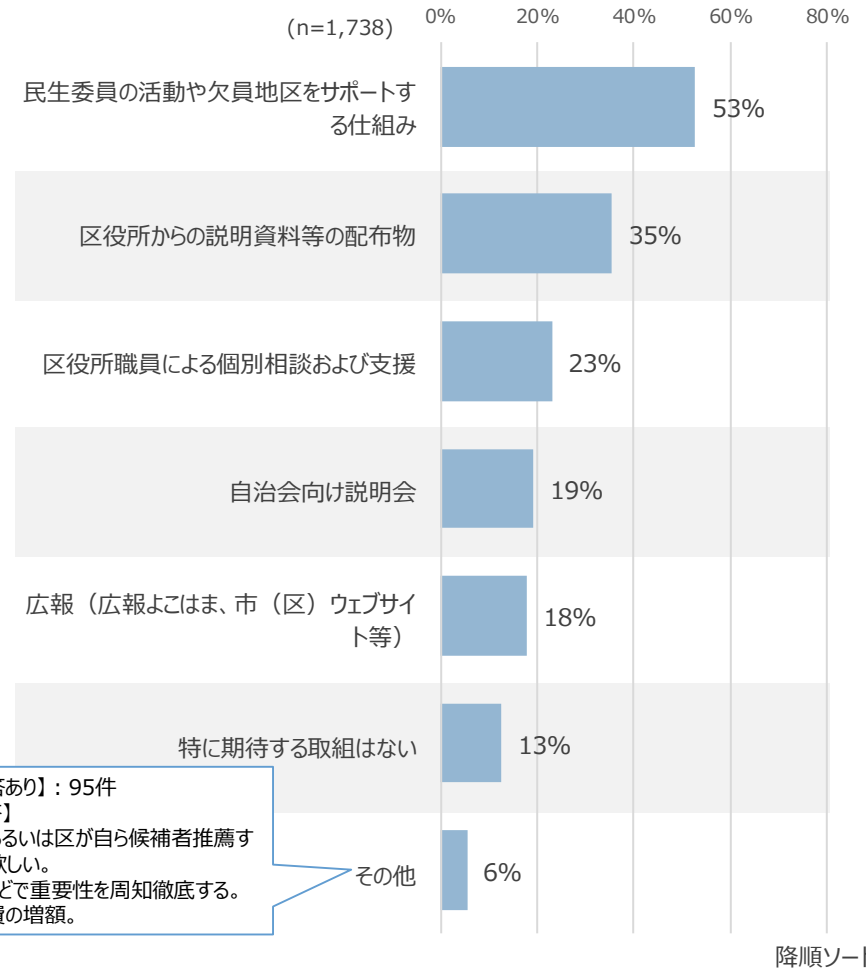
推薦手続で改善してほしい点／候補者推薦で市に期待する取組

- 推薦手続で改善してほしい点としては「再任者の手続を簡素化」が最も高く、6割を超える。
- 候補者推薦における横浜市に期待する取組としては「民生委員の活動や欠員地区をサポートする仕組み」が53%で最も高い。

Q7_3 推薦手続で改善してほしい点（複数回答）



Q7_4 候補者推薦で市に期待する取組（複数回答）



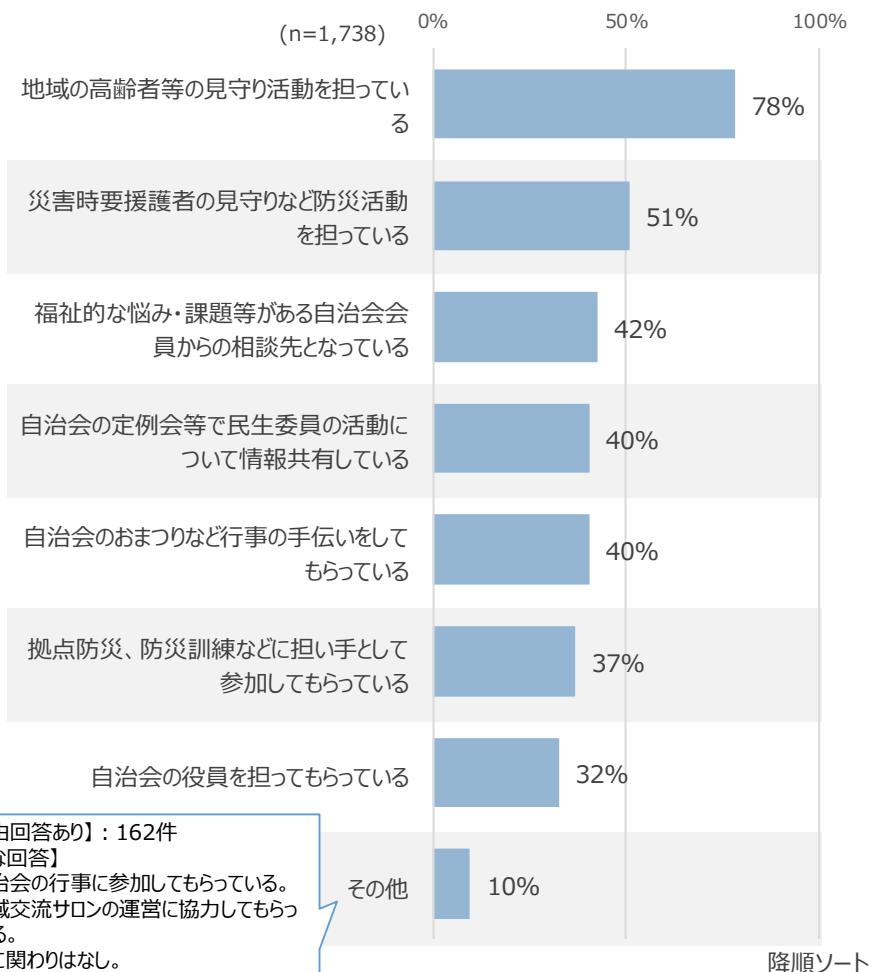
降順ソート

降順ソート

自治会と民生委員の関わり／民生委員の活動をサポートする取り組み

- 自治会と民生委員の関わりについては、「地域の高齢者等の見守り活動」が78%で最も高く、「災害時要援護者の見守りなど防災活動」が51%で次に高い。
- サポートのための自治会の取組について自由記述の内容で多かったものは「自治会と民生委員との情報交換・共有化」が3割以上を占め、最も高い。

Q8_1 自治会と民生委員の関わり（複数回答）



Q8_2_サポートのために自治会が実施している取組（自由記述）

	(件)	(%)
情報交換・共有化	219	31%
高齢者等の見守り	92	13%
活動費等の支給	91	13%
相互協力・連携体制の強化	67	9%
福祉関連行事の実施・サポート	44	6%
要援護者支援の関連業務	35	5%
コミュニケーションの推進	25	4%
イベントへの参加	17	2%
相談事への対応	16	2%
設備の共用	12	2%
資料等の配布	7	1%
高齢者等への取次	5	1%
高齢者等との昼食会等の実施	4	1%
防災訓練	4	1%
賛助会員の拡大	1	0%
民生委員の必要性が不明	1	0%
その他	56	8%
特になし、わからない	112	16%
合計	711	100

【主な回答】

- 情報を共有するために福祉会を隔月開催している。そこで得たことを「自治会だより」にて会員へ知らせている。
- 定期的に活動状況等の報告を受け情報を共有している。
- 高齢等の見守り活動を町会役員と民生委員が共に行っている。
- 年2回程度要援護者の見守りを一緒にやっている。
- 自治会から若干の委員手当を支給している。

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

民生委員・児童委員全般について(自由記述)

- 民生委員、児童委員に関するご意見としては、制度に関するものが全体の45%を占め最も高く、委員の活動に関するものが40%で次に高い。制度については、推薦等の制度そのものの見直しの要望が多く、民生委員の推薦業務の負担の大きさがうかがえる。

Q9_民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について

	(件)	(%)
制度について	293	45%
推薦等の制度の見直し	99	15%
人材不足	58	9%
年齢制限等の見直し	54	8%
個人情報の制約が大きい	32	5%
委員の必要性が不明	23	4%
人数配置の見直し	13	2%
手続等の簡略化	7	1%
制度の拡充	7	1%
委員の活動について	260	40%
活動の負担や責任が大きい	90	14%
活動内容がわからない	71	11%
活動費の支給・増額、会費の軽減	70	11%
情報の共有化	17	3%
適性が不明	11	2%
自治会との関わりが不明	1	0%
行政への要望	76	12%
行政サイドの人材等の活用	41	6%
行政のサポートが欲しい	19	3%
行政自身が業務として担当	16	2%

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

	(件)	(%)
その他	167	26%
自治会との協力体制の構築・見直し	23	4%
公募の活用	10	2%
本アンケートに関する要望・不満	8	1%
民間の活用	6	1%
特になし、現状でOK	48	7%
その他	72	11%
合計	647	100

【主な回答】

- ・ 制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない。
- ・ 制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考えている。
- ・ 活動範囲、量が、多すぎる。
- ・ 民生委員の時間的負担は多いと聞く。その様な委員の選出はほとんど困難になると思う。
- ・ 個人情報があるのでと言う言葉を楯にして、情報共有をしない方もいる。(活動が不透明)
- ・ 活動がよくわからない為、人選がなかなか難しい。
- ・ 見合った手当を出すべき。ボランティアとは違うのでは。



CreativeLink

株式会社クリエイティブ・リンク

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 1850-12
<http://www.cre-link.jp>

青少年指導員の年齢要件の見直し等について

【趣旨】

青少年指導員の委嘱年齢要件の上限を見直し、原則として、新任70歳未満、再任75歳未満としました。

地域で青少年指導員を担う人材の拡大につながることを期待しています。

1 年齢要件の見直しについて

(1) 見直しの理由

ア 年齢要件を超過した青少年指導員の増加

現行では、推薦時の年齢要件は、新任で65歳未満、再任で70歳未満となっておりますが、いずれも「原則」としているため、適任者が見つからない等の理由により、新任、再任とも年齢要件を超える指導員が多数活動しており、実態に合わない状況となっております。

イ 社会情勢の変化による担い手不足

共働き世帯の増加や定年年齢の引き上げ等の社会情勢の変化によって、今後ますます青少年指導員の担い手を確保することが困難となることが予想されます。

以上のことから、市青少年指導員連絡協議会とも協議のうえ、年齢要件の上限を見直し5歳引き上げることになりました。

(2) 見直しの内容

【現行】 原則として 新任 65歳未満、再任 70歳未満

↓

【見直し後】 原則として 新任 70歳未満、再任 75歳未満

(3) 実施時期

令和5年7月から

2 今後の取組について

年齢要件の見直しとあわせて、青少年指導員の担い手の確保を進めるため、活動の概要説明資料（ちらし）や広報よこはま等において指導員活動の周知に取り組みます。

3 今後のスケジュール（予定）

7月 区連会で御説明（年齢要件の見直しについて）

11月 市町内会連合会定例会（第29期推薦事務に関するお願い）

・推薦関係書類、活動概要説明資料配布

2月 推薦書提出

担当 こども青少年局青少年育成課 小松、高尾

電話 671-2324

2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の 「略称ロゴ」を活用した機運醸成について

2027年国際園芸博覧会の意義や理念を一言で表現し、開催をPRするために、より多くの皆様に広く使用いただけるツールとして、正式略称『GREEN×EXPO 2027』をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。

地域の皆様におかれてもぜひご活用いただき、横浜市一丸となったPR・機運醸成にご協力をお願いします。

1 正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想いと「略称ロゴ」

正式略称は、「自然」、「環境にやさしい」という意味を持つ「GREEN」と、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」を掛け合わせることで、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しています。

博覧会の意義や理念を一言で表現し、青い地球のイメージを共有していくためのツールとして、正式略称をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。



略称ロゴ

2 「略称ロゴ」の使用方法

「略称ロゴ」は、ガイドラインに基づき申請いただき、承認を得ていただければ、どなたでも幅広く使用いただけます。

地域における広報やイベント等で活用いただき、『GREEN×EXPO 2027』のPRにご協力をお願いします。

【申請方法】

ウェブサイトから、使用に関するガイドライン、使用取扱要領をご確認のうえ、使用開始希望日の原則3週間前までに、申請書および添付書類を申請先までご提出ください。承認ののち、略称ロゴを使用いただけます。

《横浜市「略称ロゴ」ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/storikumi/engeihaku/ryakusyourogo.html>

【申請先】

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課



電子メール：tb-engei-intl@city.yokohama.jp

郵 送：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 29 階

問合せ先：Tel 671-4627



3 略称ロゴと公式ロゴマーク（参考）

	略称ロゴ	公式ロゴマーク
ロゴ／ ロゴマーク	 <p>万博の意義や理念を一言で表現し、広く共有するためのもの</p>	 <p>公式ロゴマークとして、公募により選出し、BIE・AIPH（※1）の承認を得たもの</p>
ロゴ／ ロゴマークの 使用可能者	原則として使用者に制限なし	国、国際機関、地方公共団体、2027年国際園芸博覧会協会の承認を受けた団体
使用ルール (使用可能者や 使用条件等を 定めるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ガイドライン ・使用取扱要領 	(策定中（※2）)

（※1）BIE・・・博覧会国際事務局 AIPH・・・国際園芸家協会

（※2）公式ロゴマークについては、2027年国際園芸博覧会協会が利用者や利用条件等のルールを策定中であり、自由な使用はできません。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 西野、秋葉
 連絡先：Tel 671-4627
 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

みんなで一緒に参加しよう



港北シェイクアウト！

関東大震災から今年で**100年**を迎えます。
いつ起こるか分からない大地震の発生に備え、地震から身を守る3動作を行うシェイクアウト訓練を港北区内で一斉に実施します。



<家庭で>



<職場で>



<自治会・町内会館で>



提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

令和5年9月1日 10時

実施
日時

※この日時での一斉参加を基本としますが、参加者の都合に合わせて、9月1日から9月30日までの間で実施ください。

実施
場所

どこでもOK!

実施時間に参加者がいる場所が会場です。

お役立ち情報が満載！

区のウェブサイトでは、訓練用音源の掲載や、地震について学ぶことのできる資料、地震への備えに役立つ情報を紹介しています。



ウェブサイトはこちら

事前登録のお願い

参加者数等の把握のため、事前登録にご協力ください。



事前登録はこちら

プラスワン

+1の取組を行いましょ

シェイクアウト訓練をきっかけに地震への備えを見つめ直してみませんか？

シェイクアウト訓練と合わせて、避難訓練や初期消火訓練などの訓練の実施、安否確認方法や自宅・職場の安全性の確認を行うなど、各ご家庭や団体に合った+1(プラスワン)の取組をぜひお願いします。

避難訓練

初期消火訓練

安否確認
方法の確認

自宅、職場など
の家具の固定

備蓄品の
購入・更新

お問合せ 港北区総務課防災担当 TEL:045-540-2206 FAX:045-540-2209

令和5年12月1日付民生委員・児童委員の推薦について

1 依頼事項

民生委員・児童委員の欠員補充及び増員のため、必要な地区におかれましては地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう各自治会町内会長のご協力をお願いします。

今回ご推薦いただく方の任期は、次期一斉改選(令和7年11月30日)までとなります。

※ 地区推薦準備会の開催時期→ 令和5年8月～9月

8月上旬までに該当の自治会・町内会長宛てに推薦依頼文を送付します。

【提出期限：9月22日(金)】

2 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 推薦準備会については、自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等についてご説明いただくことやご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須でお願いします。

3 添付資料

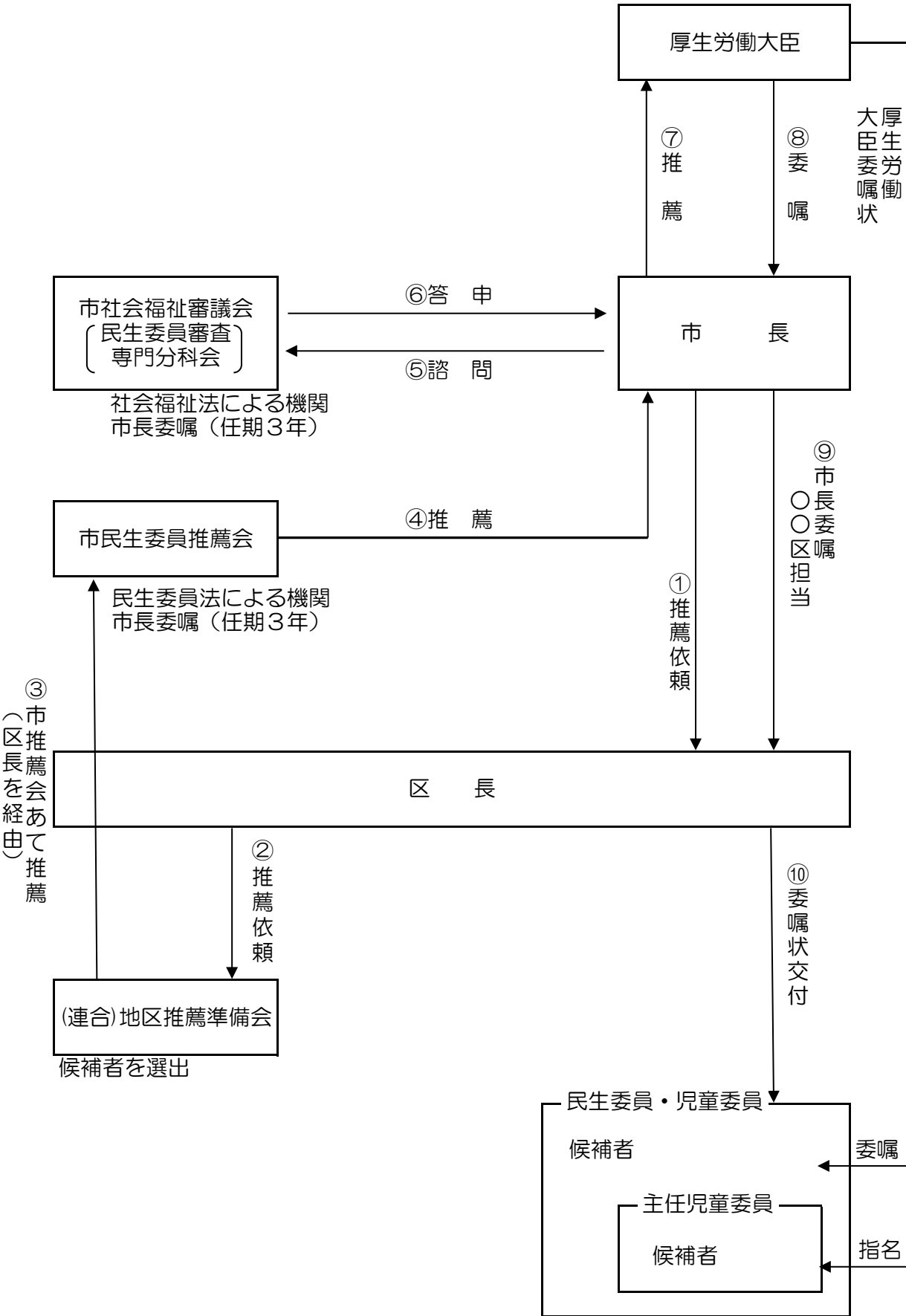
- ・令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程 (資料1)
- ・推薦〔委嘱〕の手続図 (資料2)
- ・役割と活動 (資料3)
- ・資格要件と推薦手続 (資料4)
- ・地区別推薦依頼数 (資料5) (席上配付)

担当：港北区福祉保健課 伊藤、清水
電話：540-2339 FAX：540-2368

令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和5年7月1日付け委嘱	令和5年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和5年 7月 1日から 令和7年11月30日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和5年12月 1日から 令和7年11月30日まで
2月	上旬	市連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
6月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7月	上旬	令和5年7月1日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		
8月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
11月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12月	上旬		令和5年12月1日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】 年間 64,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 64,200 円（1 か月あたり 5,350 円）の活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給しています。

【会費の負担】 年間 8,200 円（令和 4 年度）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和4年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業 積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童 委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用 に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
港北区社協会費	700	港北区社協会員規程に基づく年会費
合計	8,200	

※退任慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 基準日： 令和 5 年 4 月 1 日 (2023 年)	<p>◆新任 74 歳まで (昭和 23 年 4 月 2 日以降出生) ※できるだけ 68 歳 (昭和 29 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 74 歳まで (昭和 23 年 4 月 2 日以降出生)</p>	<p>◆新任 58 歳まで (昭和 39 年 4 月 2 日以降出生) ※できるだけ 54 歳 (昭和 43 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 64 歳まで (昭和 33 年 4 月 2 日以降出生) ※できるだけ 60 歳 (昭和 37 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします</p>
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3 年 令和 7 (2025) 年 11 月 30 日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5～10 人	推薦人 5～10 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書に記載の内容は、委嘱手続きにおいて使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定めます。

座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」の内容を推薦人全員が理解したことを確認し、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員、主任児童委員 地区別推薦依頼数

(令和5年7月1日現在)

連合	地区名	定数			現員数			欠員 (推薦依頼人数)		
		民生	主児		民生	主児		民生	主児	
日吉地区 連合町内会	日吉	15	13	2	15	13	2	0	0	0
	日吉宮前	13	11	2	11	9	2	2	2	0
	箕輪	13	11	2	13	11	2	0	0	0
	日吉本町東	14	12	2	13	11	2	1	1	0
	日吉本町西	14	12	2	14	12	2	0	0	0
	下田	17	15	2	15	13	2	2	2	0
綱島地区 連合自治会	綱島東	20	18	2	19	17	2	1	1	0
	綱島西	33	31	2	32	30	2	1	1	0
大曾根 自治連合会	大曾根	18	16	2	16	14	2	2	2	0
樽町連合 町内会	樽	14	12	2	13	11	2	1	1	0
菊名地区 連合町内会	菊名	13	11	2	11	9	2	2	2	0
	大豆戸	17	15	2	16	14	2	1	1	0
	新横浜	13	11	2	12	10	2	1	1	0
	篠原北	14	12	2	11	9	2	3	3	0
師岡地区 連合町内会	師岡	16	14	2	14	12	2	2	2	0
大倉山地区 連合町会	大倉山	28	26	2	28	26	2	0	0	0
篠原地区 連合自治会	篠原	25	23	2	22	20	2	3	3	0
	篠原南	19	17	2	18	16	2	1	1	0
城郷地区 連合町内会	城郷	24	22	2	24	22	2	0	0	0
新羽町 連合町内会	新羽	21	19	2	20	18	2	1	1	0
新吉田 連合町内会	新吉田	29	27	2	29	27	2	0	0	0
新吉田あすなろ 連合町内会	新吉田あすなろ	10	8	2	9	7	2	1	1	0
高田町 連合町内会	高田	21	19	2	21	19	2	0	0	0
	合計	421	375	46	396	350	46	25	25	0

開催要項

第28回

参加チーム
大募集!

港北区ペタンク大会



ペタンクは、金属製の球を投げたり、転がしたりして、目標の球により近づけるかを競う、フランス生まれの簡単なスポーツです。
港北区スポーツ推進委員連絡協議会では「年齢を問わず、だれでも楽しめる」生涯スポーツとして普及活動に取り組んでいます。

1	主催等	主催：港北区スポーツ推進委員連絡協議会 後援：港北区役所 主管：港北区スポーツ推進委員連絡協議会ペタンク委員会 協力：港北区さわやかスポーツ普及委員会、菊名記念病院
2	日時・会場	令和5年11月12日(日) 鶴見川樽町公園多目的広場(港北区樽町2-753) (※雨天の場合は11月26日(日)(同上)に延期) 受付 午前7時45分～8時15分 開会 午前8時15分 試合開始 午前8時45分 ※各チームの代表者は、受付時間中に必ず受付を済ませてください。
3	参加資格	小学3年生以上で、かつ港北区内に在住、在勤または在学する者(3名のうち1名でも区内在住・在勤・在学者がいれば可)とします。
4	チーム編成	チーム編成は、1チーム選手3名とし、そのうち1名を代表者として登録してください。また、選手(代表者含む)もしくは選手以外から審判1名を登録して下さい。 ※各コートに1名のスポーツ推進委員が審判のサポートにつきます。
5	チーム募集	(1) 一般参加として、48チームを募集します。 (2) チーム名は9文字までとし、当日のチーム名変更は認めません。 (3) 申込多数の場合は抽選。抽選結果は、10月中旬頃までに当落に関わらず通知します。 ※全地区が参加できるように配慮し、主催者が抽選を行います。
6	参加料	1チーム 1,000円 ※納入方法は、別途お知らせします。
7	申込期限	令和5年9月30日(土) 必着
8	申込方法	申込期限までにインターネットでお申込みいただくか、所定の申込用紙をご提出ください。 ★インターネット申込 港北区のホームページにアクセスし、【港北区ペタンク大会インターネット申込方法】から登録を行ってください。 ★申込用紙の提出 所定の申込用紙に必要事項を記入し、以下の申込先へお申し込みください(郵送、FAX、E-MAILでの提出可。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>港北区スポーツ推進委員連絡協議会事務局 (港北区役所地域振興課生涯学習支援係 ペタンク大会担当) 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 TEL: 045-540-2238 / FAX: 045-540-2245 MAIL: ko-sports@city.yokohama.jp</p></div> ※FAXにてお申込をされた場合は、送信後に必ずお電話にて到着の確認を行なってください。 ※申込用紙(Excel)は、ホームページからダウンロードできます。

インターネット申込、申込用紙ダウンロードはこちらから



		インターネット申込、申込用紙ダウンロードはこちらから	
9	競技方法	<p>(1) 予選(総当たり)と決勝トーナメントにより1位から3位または4位まで順位を決定します。</p> <p>(2) 予選リーグと決勝トーナメントは、11点先取か競技時間(20分以内)での得点で勝敗を決めます。</p> <p>(3) 同点の場合は、各チーム代表者1名で、1ボールによって決めます。ただし、決勝戦のみ1メーヌの延長を行い、それでも同点の場合は、代表者1名で1ボールによって決めます。</p> <p>(4) 競技時間が終了して、途中の場合は、全部投球します。</p> <p>(5) 各チーム最初の試合のみ、1人2投の練習を行うことができます。</p> <p>(6) 本大会主催者が定める規則以外は、審判長が判断するものとします。</p>	
10	大会規則	<p>(1) ルールは、競技規則(港北区ルール)によるものとします。</p> <p>(2) 競技中、選手以外はコートに入れません。</p>	
11	組合せ	主催者で決定します。(当日発表)	
12	表彰	<p>(1) 1位から4位までのチームを表彰します。</p> <p>(2) 優勝チームに優勝カップ(持ち回り)を授与します。</p> <p>(3) 参加者全員に参加賞を授与します。</p>	
13	その他	<p>(1) 本大会参加者については、主催者がスポーツ保険に加入しますがそれ以外の責任は負いません。</p> <p>(2) 未成年者の参加については、保護者の承諾を得ているものとします。</p> <p>(3) 補欠選手の登録は行いませんが、当日受付の際にのみメンバー変更を可能とします。</p> <p><u>(4) 雨天等により大会の開催を中止する場合は、当日午前7時00分までに港北区役所のホームページでお知らせします。御確認ください。</u> ※当日緊急連絡先 090-4392-1566</p> <p><u>(5) やむを得ず棄権の場合は、必ず1週間前までに【申込・問合せ先】までご連絡ください。</u></p> <p><u>(6) 雨天等による中止の場合や、棄権の場合の参加料は大会準備の諸経費に充当しますので返金いたしません。ご了承ください。</u></p> <p>(7) ごみはお持ち帰りください。</p> <p>(8) 用具は主催者側で用意したものを使用してください。</p> <p><u>(9) 記録用や広報用のため、選手の方々の写真撮影をさせていただく場合もごさいますので、予めご了承ください。</u></p> <p>(10) 会場には駐車場がありません。車やバイク(原動機付自転車、普通・大型含む)での来場は御遠慮ください。</p> <p>(11) 会場は公園のため、火気は使用しないで下さい。</p> <p>(12) 会場内及び会場周辺は、大会当日は禁煙です。</p> <p>(13) 申込みに際して提出された個人情報については、大会事務局の区職員および港北区スポーツ推進委員の大会役員が、大会運営の範囲内でのみ利用する事をご了承ください。</p>	
<p>【申込・問合せ先】 港北区スポーツ推進委員連絡協議会事務局 (港北区役所地域振興課生涯学習支援係 ペタンク大会担当) 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 TEL: 045-540-2238 / FAX: 045-540-2245 MAIL: ko-sports@city.yokohama.jp</p>			

第28回 港北区ベタンク大会参加申込用紙(兼変更申込用紙)【令和5年9月30日(土)必着】

※事務局記入欄

↓地区名(裏面参照)をご記入ください。

一般参加	地区名	地区
------	-----	----

【申込ナンバー】	【チームナンバー】
----------	-----------

チーム名									
代表者氏名(フリガナ)					代表者電話番号				
					(携帯電話番号:)				
代表者住所									
〒									
港北区									

【開催要項の確認】お手数ですが必ずご確認の上、チェック☑をご記入ください。

雨天等による順延の場合も参加できます。

※参加選手の名簿は大会当日に提出していただきます。
※名簿の様式は10月中旬までに当落通知と合わせてお送りします。
※選手(代表者含む)もしくは選手以外から審判1名を大会当日までに決めてください。

《注意事項》

1. 太線枠内のみ記入してください。なお、氏名、フリガナ、チーム名等は、楷書で丁寧にご記入ください。
2. チーム名は、9文字以内です。当日のチーム名変更は認めません。
3. 1チーム選手3名。そのうちの1名を代表者として登録してください。代表者は、港北区内在住・在勤・または在学者とします。
4. 記載された個人情報は大会事務局の区職員および港北区スポーツ推進委員の大会役員が、大会運営、記録発表などに利用します。
5. 万が一、棄権チームが出た場合には、代表者に繰り上げ当選のご連絡を差し上げることがあります。

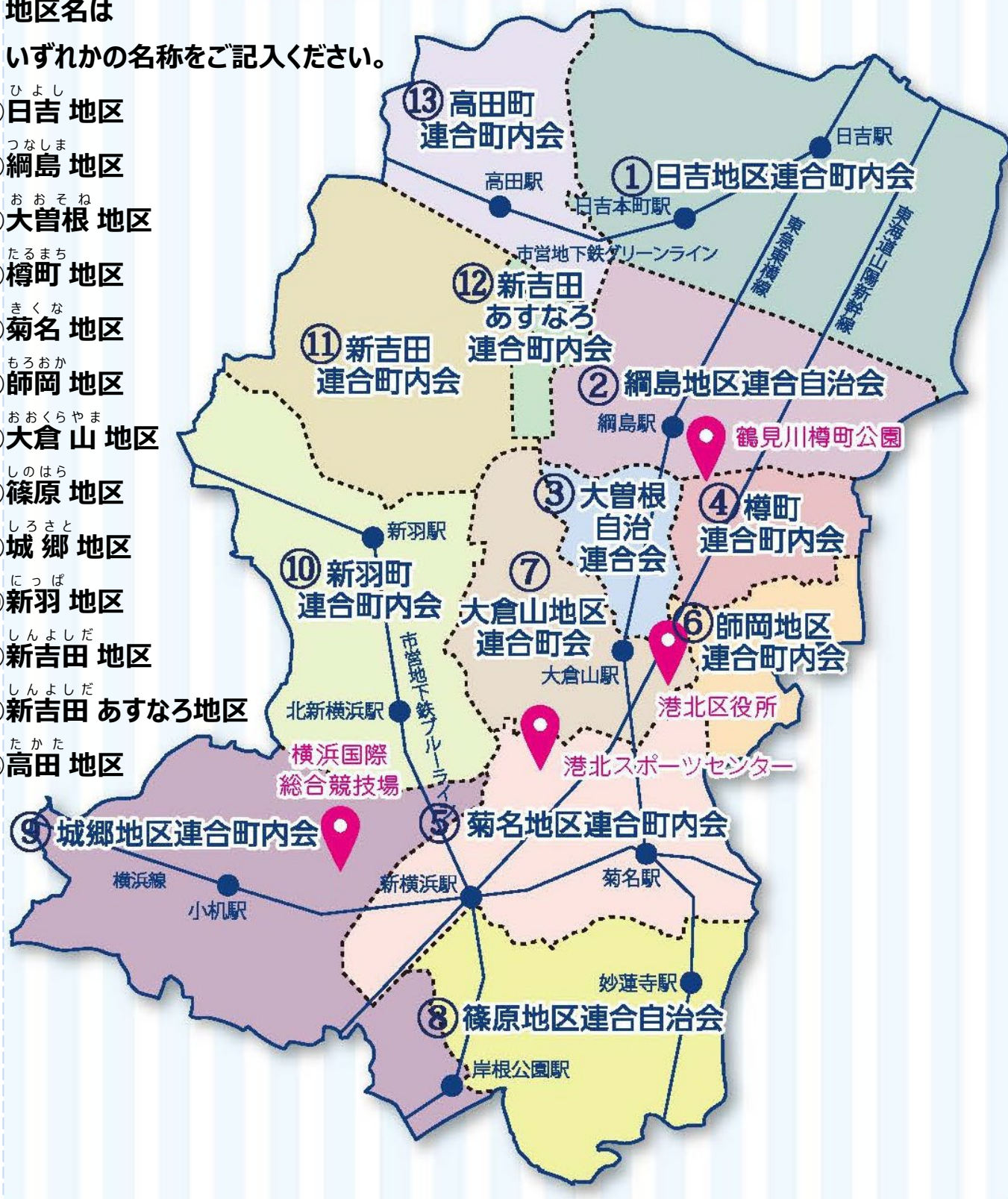
【申込先】港北区役所地域振興課生涯学習支援係 ペタンク大会担当
〒222-0032港北区大豆戸町26-1
TEL: 540-2238・FAX: 540-2245・MAIL: ko-sports@city.yokohama.jp

港北区の地図

*地区名は

いずれかの名称をご記入ください。

- ① ひよし 日吉地区
- ② つなしま 綱島地区
- ③ おおそね 大曽根地区
- ④ たるまち 樽町地区
- ⑤ きくな 菊名地区
- ⑥ もろおか 師岡地区
- ⑦ おおくらやま 大倉山地区
- ⑧ しのはら 篠原地区
- ⑨ しろさと 城郷地区
- ⑩ にっぱ 新羽地区
- ⑪ しんよしだ 新吉田地区
- ⑫ しんよしだ 新吉田 あすなろ地区
- ⑬ たかた 高田地区



【参考】

お申込みにあたり、お住まいの地区が分からない方は港北区連合町内会 HP でご確認いただけます。

- ◆ 港北区連合町内会 HP : https://kohoku-rengou.net/area_search/
(「地区連合町内会エリア図」または「自治会・町内会検索」をご活用ください)

港北地振第 501 号
令和5年7月21日

地区連合町内会長 各位

港北エコアクション推進本部 本部長
港北区長

港北エコアクション3R夢行動及び清潔できれいな街づくり推進者
表彰候補者の推薦について（依頼）

大暑の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、横浜市政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、港北区では、3R活動や地域での清掃活動の推進に貢献された個人又は団体に対し、感謝の意を表するため「港北エコアクション3R夢行動及び清潔できれいな街づくり推進者表彰式」を開催しております。

つきましては、各地区の表彰候補者につきまして、次により御推薦くださいますよう御依頼申し上げます。

1 推薦基準

次の活動を常時又は定期的に行なわれた個人又は団体が対象となります。詳細は裏面の「推薦基準詳細」をご覧ください。

- (1) 地域での3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動など、「ヨコハマ3R夢プラン」行動の推進に功労のあった個人又は団体
- (2) 地域での清掃活動等に尽力するなど、“清潔できれいな街づくり”の推進に功労のあった個人又は団体

2 推薦書提出期限

令和5年9月15日（金）

3 提出方法

同封の（様式1）推薦書に御記入の上、返信用封筒にてお送りください。

なお、該当者・団体がない場合は、その旨お知らせくださいますようお願いいたします。

4 その他

表彰式は、港北公会堂にて令和5年12月6日（水）に実施を予定しています。

港北区役所地域振興課資源化推進担当
飯島・若杉

電 話 540-2244

FAX 540-2245

推薦基準詳細

1 「ヨコハマ3R夢プラン」行動の推進に功労のあった個人又は団体

(1) 「ヨコハマ3R夢プラン」行動の推進に功労のあったものとは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 地域における分別指導や、発生抑制や分別に関する啓発等、「ヨコハマ3R夢」の普及に多大な貢献があったもの

イ 地域におけるリサイクル活動等を推進し、減量化・資源化に多大な貢献があったもの

(2) 前記に掲げるもののうち、表彰を受けるものは、その活動が常時又は定期的に継続されているものとする。

2 “清潔できれいな街づくり”の推進に功労のあった個人又は団体

(1) “清潔できれいな街づくり”の推進に功労のあったものとは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動等に尽力し、多大な効果をあげたもの

イ 指導啓発等広報活動に尽力し、清潔できれいな街づくりの啓発向上に多大な効果をあげたもの

ウ 花いっぱいなどの緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの

(2) 前記に掲げるもののうち、表彰を受けるものは、その活動が常時又は定期的に継続されているものとする。

3 過去に本表彰を受けられた個人・団体は対象となりませんので、別紙「過去の受賞者一覧」を参照ください。

住宅・土地統計調査では

インターネットでの回答をおすすめしています

住宅・土地統計調査では、
パソコンのほか、スマートフォン等でも回答できます。



インターネット回答が便利です!!



期間中はいつでもOK!

期間中はいつでも
ご都合のよい時間に回答できます。



世帯の回答は守られています!

不正なアクセスなどの監視を
24時間行っていますので、
回答データは厳重に守られます。



調査へのご協力
よろしくお願いいたします!



住宅・土地統計調査 🔍

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>

令和5年

住宅・土地統計調査

10月1日(日)実施

子どもを育てやすい
住まいの実現

高齢者が安心して
暮らせるまちづくり



〈住宅・土地統計調査はこのような調査です〉

この調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、
昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。

この調査は、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、
調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、
耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

だれもが安心して暮らせる明日へ

調査
の流れ



【国】

(総務省統計局)



【都道府県】



【市区町村】



【指導員】



【調査員】



【世帯】

回答方法

回答はインターネット回答のほか、
調査票を郵送または調査員に提出
する方法によります。



インターネット回答



郵送で提出



調査員に提出

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。

〈個人の情報は 守られます〉

統計法では、調査対象者が安心して
調査票に記入いただけるよう、
調査員を始めとする調査関係者
に対して、調査票の記入内容を厳
重に保護することを定めています。

守秘義務

調査に従事して知り
得た個人や団体の秘
密を漏らしてはなら
ない。

利用制限

統計作成の目的以外
に、調査票の記入内
容を利用したり、提供
してはならない。

適正管理

記入された調査票を
適正に管理するため
の措置を講じなけれ
ばならない。



総務省統計局・都道府県・市区町村

調査員のしごと

9月上旬

調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。

9月下旬～

調査対象となった世帯を訪問し、調査への回答依頼及び調査票の収集を行います。

住宅・土地統計調査の調査員は、都道府県知事又は市町村長によって任命された地方公務員です。

調査員は、「調査員証」を携帯しています。



管理員の方々にご協力いただきたいこと



ご協力お願いいたします

1

建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いいたします。

オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ることで困難なケースもあり、ご協力いただくことで円滑に調査を実施することができます。

2

建物内の居住状況などをお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

昼間不在がちな世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、居住状況などをお尋ねすることがあります。

※調査対象世帯には、統計法に基づき、報告の義務が課せられます。

居住者情報の提供について

居住者情報の提供は、法令に則ったものであり、ご協力をお願いいたします。

統計法
(抄)

個人情報保護法第27条第1項では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。

管理員、管理会社、管理組合の皆様にご協力をお願いするのは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当しますので、ご協力をお願いいたします。

【第30条第1項】行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体(次項において「被要請者」という。)に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がりがかねないので、ご注意ください。



“かたり調査”にご注意ください

住宅・土地統計調査は

住宅の建て方や世帯の構成などについて調査します。



調査の結果は全国及び地域別にも公表されます。



調査結果からわかること

平成30年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかりました。

東京都では共同住宅が7割超

全国の共同住宅数は2335万戸で平成25年と比較し126万戸(5.7%)増加と過去最高となりました。住宅に占める共同住宅の割合は43.6%となっています。都道府県別にみると、東京都が71.1%と最も高く、次いで沖縄県、神奈川県、大阪府などとなり、主に大都市を有する都道府県において共同住宅の割合が高くなっています。一方、共同住宅の割合が最も低いのは、秋田県の17.8%で、次いで富山県、山形県などとなっています。



共同住宅の割合—都道府県(平成30年)

共同住宅の割合が高い都道府県		共同住宅の割合が低い都道府県	
1	東京都 71.1%	1	秋田県 17.8%
2	沖縄県 59.0%	2	富山県 19.7%
3	神奈川県 56.1%	3	山形県 20.5%
4	大阪府 55.4%	4	福井県 21.2%
5	福岡県 52.8%	5	青森県 21.3%
6	兵庫県 46.6%	6	和歌山県 22.1%
7	愛知県 45.8%	7	岐阜県 23.1%
8	千葉県 44.8%	8	長野県 23.3%
9	北海道 43.8%	9	岩手県 23.4%
10	埼玉県 43.5%	10	新潟県 23.6%

平成30年住宅・土地統計調査の結果はこちら
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>



調査の結果はどう活かされるの?

住宅・土地統計調査の結果は、国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、学術研究等へも利用されています。

耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくり

空き家の今後の動向や住環境との相関関係に関する研究



第34期港北区スポーツ推進委員連絡協議会

会長 **管生 直樹** 師岡地区会長 | 副会長 **喜田 賢次** 日吉地区会長 | 副会長 **小泉 誠** 網島地区会長

新体制が決まりました。皆様、どうぞよろしくお祈りします。

第34期 港北区スポーツ推進委員連絡協議会 港北区会長

管生 直樹 委嘱年：平成11年4月
好きなスポーツ：野球

このたび34期港北区スポーツ推進委員連絡協議会会長に就任いたしました師岡地区の管生です。区会長職について全く予備知識もなく、自信もない状態でお引き受けし、約1か月たった現在でもまだまだ模索中の状況です。これからは他区の活動状況なども参考にしつつ港北区ならではの特色を持った活動で、スポーツ推進委員の目的でもあります地域スポーツの普及・発展に向けて取り組んでいく所存であります。今後も皆さんからのいろんな情報や知識を習得しながら経験を積んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。



第34期 港北区スポーツ推進委員 新地区会長の皆さま

大曽根地区 会長

滝口 政行 委嘱年：平成21年4月
好きなスポーツ：神輿を担ぐ、ゴルフ

今期から大曽根地区の会長を引き受けることになりました。滝口と申します。前任の大島会長が年齢制限のリミットになり、後任となりました。



大曽根地区は今期5名の退任、4名の新任とフレッシュな顔ぶれとなりました。私自身は8期15年目となります。あつという間でした。私が思うのは、老若男女ができる生涯スポーツを通じて、町全体が一体感となり、様々な場面で助け合ったり、褒め合ったりしてご近所の交流も含めて活性化できたらと願っております。大曽根地区はペタンク、グラウンドゴルフ練習も増やし、参加者も年々増えてきました。また、年始の駅伝大会の強化としてランニング教室も開催していますので、今後ともよろしくお願い致します。

大倉山地区 会長

香田 康裕 委嘱年：平成28年4月
好きなスポーツ：ジョギング(散歩)

この度、大倉山地区の会長を務めさせていただき香田康裕です。スポーツ推進の活動歴は7年ほどでわからないことばかりですが、どうぞよろしくお祈りいたします。



コロナ禍が一段落しそうな昨今の状況をみながら、少しずつスポーツ推進活動を以前のように回復できることができればと思っています。コロナ禍で失われていた人と人の輪を少しでも取り戻し、広い世代での地域の健康増進やスポーツ普及活動にお役に立てればと思っています。

篠原地区 会長

熊倉 益男 委嘱年：平成22年4月
好きなスポーツ：ゴルフ

第34期より、篠原地区の会長を務める事になりました熊倉です。スポーツ推進委員は今年で14年目を迎え、この活動を通じて地域の交流の場として大変有効に活用させて頂いております。



私の趣味はゴルフで「人生100年」と言われる時代に、健康に留意し生涯スポーツとして楽しみ、エイジシュート達成する事が夢です。人と人との繋がりが希薄となったコロナ禍も五類に移行し、如何に共存するかを考慮しこれからもスポーツ推進委員の仲間と有意義な活動を進めて行きたいと思っております。その為には地域の皆様の協力が必要です。よろしくお願い致します。

新羽地区 会長

大森 洋一 委嘱年：昭和62年4月
好きなスポーツ：高校野球

地域デビューは40年前。当時、新羽地区では少年・少女スポーツ大会があり、男子はソフトボール、少女はミニバスケットボール大会がありました。



学生時代の経験から、ミニバスケットを教えるようになり、4年後に体育指導委員(当時のスポーツ推進委員の名称)を委嘱することに。当時の思い出は港北スポーツセンターで開催した初任者研修で、インディアカとの出会いでした。汗びしょりに赤い羽根を追いかけたのが良い思い出になっています。

退任してから32年ぶりの再任。しかも地区会長。コロナ禍で町内会行事の多くが実施できなかった3年間。行事の復活で地域の人々が集まり、地域の交流を深める機会を提供していきたい。

第34期 横浜市スポーツ推進委員 港北区委嘱式を開催しました。

開催日：令和5年4月12日(水)
会場：港北公会堂(初開催!)

158人(再任119名、新任39名)の方が港北区のスポーツ推進委員として委嘱を受けました。





第76号
港北区スポーツ推進委員
連絡協議会 広報紙

活き生きスポ進

KOHOKU

令和5年7月発行
●発行所
港北区スポーツ推進委員連絡協議会
●編集
港北区スポーツ推進委員連絡協議会
●事務局
横浜市港北区大豆戸町26-1
横浜市港北区役所地域振興課内
電話 045-540-2238
FAX 045-540-2245

11月 ペタンク大会

開催日 令和5年11月12日(日)
会場 鶴見川樽町公園多目的広場
募集時期 9月(予定)
対象 小学3年生以上の区内在住、在勤、在学者



前回大会参加者数	142人
前回大会スポーツ推進委員動員人数	32人

1月 駅伝大会

開催日 令和6年1月21日(日)
会場 日産フィールド小机(新横浜公園周回コース)
募集時期 10月(予定)
対象 区内在住、在勤、在学者 等



前回大会参加者数	913人
前回大会スポーツ推進委員動員人数	58人

3月 グラウンドゴルフ大会

開催日 令和6年3月3日(日)
会場 鶴見川樽町公園多目的広場
募集時期 1月(予定)
対象 小学4年生以上の区内在住、在勤、在学者



前回大会参加者数	288人
前回大会スポーツ推進委員動員人数	42人

港北区内13地区の行事予定は中面をご覧ください。

令和5年度港北区スポーツ推進委員連絡協議会 事業計画

開催期日	事業名	会場	区分
4月12日(水)	第34期横浜市スポーツ推進委員 港北区委嘱式	港北公会堂	主催
5月14日(日)	2023ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会	横浜大会山下公園周辺	協力
6月4日(日)	港北区スポーツ推進委員連絡協議会 研修会(新任者)	港北区役所会議室	主催
6月9・10日(金・土)	関東スポーツ推進委員研究大会	群馬県前橋市	協力
7月9日(日)	横浜北部4区 スポーツ推進委員 研修会	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール	主催
7月23日(日)	小学生スポーツフェスティバル	港北スポーツセンター	主催
9月24日(日)	横浜シーサイドトライアスロン大会	横浜・八景島シーパラダイス周辺	協力
10月22日(日)	横浜市身体障害者運動会	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール	協力
10月29日(日)	横浜マラソン2023	みなとみらい地区スタート・ゴール(予定)	協力
11月12日(日)(予備日:26日(日))	第28回港北区ペタンク大会	樽町公園多目的広場	主催
11月16・17日(木・金)	全国スポーツ推進委員連合会研究協議会	青森県青森市	—
11月23日(木・祝)	神奈川県スポーツ推進委員連合会研修会	西湘地区(予定)	主催協力
11月25日(土)	ふるさと港北ふれあいまつり	横浜アリーナ	主催協力
12月9日(土)	五大都市スポーツ推進委員研究集会	名古屋市	—
1月21日(日)	第39回港北駅伝大会	日産フィールド小机(新横浜公園周回コース)	主催
1月14日(日)	横浜市スポーツ推進委員大会	関内ホール	協力
2月3日(土)	神奈川県スポーツ推進委員大会	関内ホール	—
2月17日(土)(調整中)	港北区スポーツシンポジウム	港北公会堂	主催
3月3日(日)(予備日:17日(日))	第37回港北区グラウンドゴルフ大会	樽町公園多目的広場	主催

定例会議・専門委員会

会場 区役所1号会議室

種類	開催回数等
地区委員会	毎月第3水曜日
広報委員会	年6回+1回
ペタンク委員会	年3回+役員説明会
駅伝委員会	年4回+代表者・役員説明会+小委員会(一部委員)
グラウンドゴルフ委員会	年3回+役員説明会



※対象事業欄…主催事業のみ記載。 ※区分：「主催」は主催・共催事業「協力」は運営協力事業。
※掲載しているイベントは新型コロナウイルスの動向により、開催方法の変更や、開催中止、延期の可能性がありますので、詳細は事務局にお問い合わせください。

令和5年度 地区別年間行事一覧(令和5年4月~令和6年3月)

	日吉	網島	大曾根	樽町	菊名	師岡	大倉山	篠原	城郷	新羽	新吉田	新吉田あすなる	高田	
4月				23日(日) 樽町連合町内会 ベタंक交流会			23日(日) 第47回大倉山地区 ソフトボール大会 要項説明会&抽選会		23日(日) 第28回小机城址まつり					
5月							15日(日) 第47回大倉山地区 ソフトボール大会	21日(日) 自治会交流 グラウンドゴルフ大会		21日(日) 第28回新羽地区 ベタंक大会	21日(日) 第22回 地区ベタंक大会		21日(日) 第24回高田地区 ベタंक大会	
6月	4日(日) 日吉地区 グラウンドゴルフ大会		25日(日) 第29回 大曾根ベタंक交流大会	4日(日) 樽町子ども会春の交流会			10日(土) 春のグラウンドゴルフ 交流会	3日(土)・18日(日) ユニホック体験会	11日(日) 前期グラウンド ゴルフ大会	18日(日) 第29回新羽地区 インディアカ大会				
7月		29日(土)・30日(日) 網島子どもすもう大会		22日(土) 樽町夏祭り盆踊り大会	2日(日) 菊名地区ベタंक大会	29日(土) 師岡連合町内会縁日盆踊り	8日(土) 大倉山地区 ベタंक交流会			2日(日) 新羽地区 子ども相撲大会	29日(土) 新吉田連合 納涼フェスティバル			
8月		12日(土)・13日(日) 網島盆踊り大会	5日(土)・6日(日) 大曾根盆踊り				5日(土) 第13回大倉山地区 サマーデイキャンプ 12日(土) 学業地連スポーツ大会			19日(土) 第32回新羽 サマーフェスティバル		19日(土) あすなる ふれあい夏祭り		
		19日(土) 網島・大曾根・樽町子どもたち交流の夕べとお化け大会												
9月	10日(日) 日吉健民祭 スポーツフェスティバル		2日(土)・3日(日) 大曾根祭礼・神輿				3日(日) 大倉山地区相撲大会		3日(日) 城郷地区ベタंक大会					
10月		8日(日) 網島スポーツフェスティバル 予備日:9日(月・祝)	8日(日) 健民祭 予備日:9日(月・祝)	9日(月・祝) 樽町ふれあいフェスタ	1日(日) 菊名地区大運動会(健民祭)	22日(日) 師岡地区 グラウンドゴルフ大会	15日(日) 第52回 大倉山地区健民祭	未定 2023フェスタしのはら 9日(月・祝) 第46回健民祭	22日(日) 城郷地区健民祭	1日(日) 新羽神輿渡御 8日(日) 北新羽神輿渡御 15日(日) 第50回新羽地区健民祭 28日(土) マルナカ祭	8日(日) 大運動会 15日(日) 第19回地区 グラウンドゴルフ大会	1日(日) あすなる地区 スポーツデー(仮称) 下旬 新田フェスティバル バザー	8日(日) たかた防災 ふれあいまつり 予備日:9日(月・祝)	
	10月以降 駅伝大会 強化練習開始													
11月	23日(木・祝) ふくふくスタンプラリー			5日(日) 樽町連合町内会 グラウンドゴルフ大会 予備:29日(日)			4日(土) 大倉山地区 ウォーキング集い 11日(土) 港北高校 あすなる交流会 25日(土) 太尾ささえあい祭り		5日(日) 歩け歩け大会 (みかん狩り) 予備日:19日(日)	26日(日) 新羽コミハにつばらつぱ フェスティバル		未定 あすなる地域防災訓練	25日(土) 第37回高田地区 グラウンドゴルフ大会	
		19日(日) 網島グラウンドゴルフ 大会予選会												
12月	上旬 日吉こどもまつり		3日(日) 第7回大曾根 グラウンドゴルフ交流大会	17日(日) もちつき大会	3日(日) 菊名地区 グラウンドゴルフ大会	10日(日) 師岡連合町内会 もちつき大会	16日(日) 秋のグラウンドゴルフ 交流会		3日(日) 後期グラウンド ゴルフ大会 予備日:10日(日)	3日(日) 第26回新羽地区 グラウンドゴルフ大会 10日(日)・17日(日)・ 24日(日) 第39回港北駅伝大会 定期練習会	3日(日) 港北駅伝大会 第1回練習 11日(日) 港北駅伝大会 第2回練習			
														
1月							28日(日) 3団体 賀詞交歓会	下旬 篠原地区 おとなのスキーツアー		28日(日) 新羽町連合 町内会賀詞交換会				
2月							11日(土) 第26回ソフト バレーボール交流会	16日(金)~18日(日) 第28回篠原地区 親子スキー教室			未定 視察研修会			
3月		下旬 桜まつり					未定 さくら祭り					28日(日) あすなる地区 ベタंक大会		
通年その他	大曾根 ①生涯スポーツ普及活動・ベタंक、グラウンドゴルフ/ 毎週火・金曜日8月を除く 2023年4~2024年3月の第2・4日曜日 ②さわやかランニング教室/ 6月4日(日)、9月10日(日)、11月5日(日)			樽町 ①樽町走ろう会/不定期 ②ソフトバレーボール/ 毎週金曜日		師岡 ①さわやかスポーツ・ソフトバレー/ 第1・3土曜日 ②グラウンドゴルフ/毎週土・日(朝)		大倉山 ①さわやかスポーツ(ソフトバレー専門部会)/ ソフトバレーボール 毎週土・日曜日 ②太尾走ろう会(駅伝部会)/毎月第2日曜日 ③駅伝大会強化練習会/11~12月予定			通年その他 			

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、7月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただけますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」8月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

・令和5年7月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 本田・中川

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533

葬儀サービスとお墓問題
～ 最近の相談事情 ～

- 病院で死去した母の搬送を葬儀社に依頼したら、葬式も契約せざるを得なくなり、高額な費用で納得がいかない…
- 担当者に急かされて墓石の契約をして後悔している…
- 永代供養契約をした寺から高額なお布施を要求された…

葬儀やお墓について、将来の不安や契約トラブルのご相談が寄せられています。もしもに備えて、費用・内容等の情報を収集し、生前から親族などと十分に話し合いをしておきましょう。また、葬儀社との打合せは複数名で行い、見積書をよく確認しましょう。

8月の消費生活教室のお知らせ
「元気なうちに考える葬儀とお墓」

令和5年8月25日(金) 13:30～15:30
港南公会堂 ホール (港南警察署隣)
定員200名 (当日先着順・直接会場へお越しください)



契約などのトラブルで困ったとき、まずは、お電話ください！

消費生活相談電話 **045-845-6666**

〔 平日 9:00～18:00 〕
〔 土・日 9:00～16:45 〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索

令和5年度 第1回家族教室のお知らせ（全2回）

8050問題や後見的支援制度、精神障害に関心のある市民の方や精神障害者のご家族等を対象とし、次のとおり家族教室を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時	内容	会場
令和5年 9月27日（水） 15:00～17:00 （14:45開場）	1. つながりませんか？ 家族以外のだれかと ～親亡きあとに備えて～ （後見的支援制度の利用者インタビューを予定） 講師： さぽーと・うみ 2. 港北区家族会 白梅会からのご案内	横浜市総合 保健医療センター 4階講堂

<申込みについて>

申込受付は令和5年8月25日(金)～9月22日(金)です。

【対象】 市内在住・在勤等、本事業に関心のある方

【定員】 先着50名

【申込】 ①又は②いずれかの方法でお願いします。

①電話：045-475-0127

受付時間 月～金：9時～20時、土：9時～17時

②FAX：045-475-0121

裏面のFAXでお申し込みください。

<会場案内>



★横浜市総合保健医療センターには医療機関が併設されているため、出席の際はマスクの着用をお願いします。

お問合せ先

○申込に関する事や内容に関する事

港北区生活支援センター

<電話> 045-475-0127

<受付時間> 月～金：9時～20時

土：9時～17時

港北区役所 高齢・障害支援課

障害者支援担当 医療ソーシャルワーカー

<電話> 045-540-2377

<受付時間> 平日：8時45分～17時

令和5年度 第1回家族教室

つながりませんか？ 家族以外のだれかと
～親亡き後に備えて～

FAX申込票

港北区生活支援センター 行



FAX送信先 : 045-475-0121

令和5年9月22日(金) 締切

お名前	電話番号

<会場案内図>

JR横浜線、東急新横浜線、相鉄新横浜線、市営地下鉄「新横浜駅」下車徒歩約10分

最寄りのバス停

「浜島橋」下車1分

市営バス 96系統(新横浜駅発)

本数が少ないので事前に時刻表を確認してください。



鉄道とともに あるまち 港北

フォトコンテスト

テーマ 「鉄道」を映した港北区の魅力ある風景

応募期間 令和5年8月14日(月)～10月31日(火) ※当日消印有効

11月25日(土)「ふるさと港北ふれあいまつり」会場で御来場者に投票していただきます。

詳しくはこちら



賞品

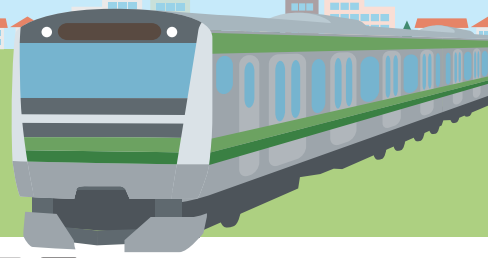
- **最優秀賞・1点**
QUOカード 10,000円
- **優秀賞・3点**
QUOカード 5,000円
- **ふるさと港北ふれあいまつり賞・1点**
QUOカード 5,000円
- **ヨコアリくんまつり賞・1点**
QUOカード 5,000円
- **鉄道会社賞・4点**
QUOカード 3,000円分とグッズ



主催：横浜市港北区役所

協力：株式会社横浜アリーナ／相模鉄道株式会社／東海旅客鉄道株式会社
東急電鉄株式会社／東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社／横浜市交通局

鉄道とともにあるまち港北



フォトコンテスト 応募要項

- テーマ** 「鉄道」を映した港北区の魅力ある風景
- 撮影期間** 写真撮影期間の制限はありません。
- 応募方法** 「応募票」を作品ごとに裏面に貼り付け、下記応募先まで送付又は持参ください。応募票は港北区のホームページよりダウンロードできます。
- 応募サイズ** A4、四つ切ワイド ※単写真に限定します。
- 応募点数** 1人2点まで
- 入賞先品の展示**
 - 令和6年1月～2月頃 港北区役所内
 - 令和6年2月の「大倉山観梅会」開催期間 大倉山記念館
- 結果発表** 審査結果は入賞者に直接連絡し、令和5年12月頃に港北区のホームページにて発表します。
- 審査について** 令和5年11月25日(土)開催の「ふるさと港北ふれあいまつり」の会場にて投票ブースを設置し、来場された方に投票していただいた後、審査員により賞を最終決定します。
(※応募作品多数の場合は、展示会場の都合上、事前審査で50作品程度まで厳選する予定。)
- 審査員**
 - 写真家 有賀 由一 氏
 - ふるさと港北ふれあいまつり実行委員会会長
 - 港北区長 ほか

応募先

港北区地域振興課「鉄道とともにあるまち港北」フォトコンテスト担当
住所：港北区大豆戸町26-1 4階46番窓口 TEL：045-540-2234

注意

※応募作品は、港北区内で応募者本人が撮影した未発表の作品で、ほか
に発表する予定のないものとします。
※デジタル加工された作品の応募は不可とします。
※作品の返却はいたしかねます。
※入賞作品は、デジタルデータを指定日までに提出していただきます。
※人物や著作権・商標権など権利を有する者が被写体となる作品は、
応募者の責任において応募および展示・公開などの許可を必ず得て
ください。また、被写体が未成年の場合は、親権者の承諾が必要です。
※被写体の肖像権侵害などの責任は負いかねます。万一第三者と紛争
が生じた場合は、応募者自身の責任において解決していただきます。

※応募作品の著作権は撮影者に帰属しますが、その使用权(展示、
広報、ホームページ、はがき、ポスター、ほか港北区の魅力を広く
発信する目的で作成するものへの使用)を主催者および港北区
役所に無償で与えるものとし、使用時の画像処理等についても
認めることとします。また、著作者人格権を行使しないものと
します。
※ご応募いただいた方の個人情報は、作品の選考や連絡および賞品
発送、出版の際に使用し、目的外の使用はしません。
※作品を広報媒体等で使用する際に、撮影者の氏名は必要に応じて掲
載します。

応募票

応募期間 令和5年8月14日(月)～10月31日(火) ※当日消印有効

キリトリ線<<

>>キリトリ線

「鉄道とともにあるまち港北」フォトコンテスト 応募票	
ふりがな 題名	
ふりがな 氏名	電話番号
住所	〒
撮影日	撮影場所
肖像権確認	了承済 ・ 未確認
撮影者氏名掲載の了承	する ・ しない

キリトリ線

「鉄道とともにあるまち港北」フォトコンテスト 応募票	
ふりがな 題名	
ふりがな 氏名	電話番号
住所	〒
撮影日	撮影場所
肖像権確認	了承済 ・ 未確認
撮影者氏名掲載の了承	する ・ しない

港北区の犯罪発生状況

(1) 刑法犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数			
	令和5年 (1月～6月)	令和4年 (1月～6月)	前年増減		令和5年 (1月～6月)	令和4年 (1月～6月)	前年増減	
			件数	率 (%)			件数	率 (%)
総数	940	648	+292	+45.1%	359	345	+14	+4.1%
凶悪犯	6	7	-1	-14.3%	4	8	-4	-50.0%
粗暴犯	62	45	+17	+37.8%	40	44	-4	-9.1%
窃盗犯	659	443	+216	+48.8%	244	246	-2	-0.8%
知能犯	124	56	+68	+121.4%	21	12	+9	+75.0%
風俗犯	7	11	-4	-36.4%	12	6	+6	+100.0%
その他	82	86	-4	-4.7%	38	29	+9	+31.0%

(2) 窃盗犯認知・検挙件数

		認知件数				検挙件数			
		令和5年 (1月～6月)	令和4年 (1月～6月)	前年増減		令和5年 (1月～6月)	令和4年 (1月～6月)	前年増減	
				件数	率 (%)			件数	率 (%)
侵入盗	空き巣	11	16	-5	-31.3%	48	12	+36	+300.0%
	事務所荒し	4	2	+2	+100.0%	0	2	-2	-100.0%
	その他	25	2	+23	+1,150.0%	32	21	+11	+52.4%
非侵入盗	自動車盗	3	1	+2	+200.0%	0	7	-7	-100.0%
	オートバイ盗	11	10	+1	+10.0%	0	0	±0	---
	自転車盗	170	130	+40	+30.8%	10	15	-5	-33.3%
	車上狙い	122	17	+105	+617.6%	26	31	-5	-16.1%
	ひったくり	1	1	±0	±0.0%	0	0	±0	---
	風引き	40	33	+7	+21.2%	8	5	+3	+60.0%
	万引き	152	111	+41	+36.9%	78	81	-3	-3.7%
	その他	120	120	±0	±0.0%	32	72	-40	-55.6%

特殊詐欺発生状況 (令和5年1月～6月)

神奈川県内	港北区内
1003件 (前年比 +170件)	60件 (前年比 +21件)
約19億 7,300万円 (前年比 +3億3,400万円)	約1億1,710万円 (前年比 +3,170万円)

港北警察署からの連絡

注意

関東総合通信局の職員を騙った不審電

話が多数入電しています！！

①所有する携帯電話についてトラブルが発生していると説明され、個人情報
を聞かれた。

②個人情報不正に利用されているので、トラブル解決のため、お金を指定
の口座に振り込むよう指示された。

③あなたの個人情報を使って勝手に携帯電話が契約されていると言われた。

留守番電話の設定や迷惑電話防止機能付き機器を設置し、犯人からの
電話に出ないように被害防止に努めましょう。



港北区町別犯罪発生状況

(令和5年6月末現在)

地区名	町名	凶悪犯	粗暴犯				窃盗犯										知能犯		その他刑法犯等	総計	前年同期	増減	増減比	特殊詐欺					
			暴行	傷害	恐喝その他	小計	侵入盗			非侵入盗							合計	詐欺							その他知能犯				
							空き巣	事務所荒し	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	ひったくり	置引き										万引き	その他	小計	
日吉地区	箕輪町									1		2				4		7	7	2		1	10	9	+1	+11.1%	2		
	日吉		4	2		6			2	2		16	2		1	9	9	37	45	5		7	57	39	+18	+46.2%	1		
	日吉本町		3	2		5	1		1	2		16	3		1	7	1	28	35	8		3	46	23	+23	+100.0%	4		
	下田町		1			1						5	5		1	2		13	14	4		2	20	6	+14	+233.3%	4		
篠原地区	富士塚											1						1	1	2			3	3	±0	±0.0%	2		
	篠原台町																	0	0	1		1	2	0	+1	±0.0%			
	篠原町			1		1		1	2	3	1	1	5			3	8	4	22	26	7		6	39	21	+18	+85.7%	4	
	篠原西町							1	1									0	1			1	2	5	-2	—			
	篠原東												1					1	2	2	2		4	3	+1	+33.3%	2		
網島地区	仲手原		1			1	1		1	2								1	2	2	2		4	3	+1	+33.3%			
	網島台			1		1	1		1									0	2	2		1	5	3	+2	+66.7%	1		
	網島西		6	3		9	1		1			1	28		4	7	14	54	64	9		8	81	62	+19	+30.6%	4		
	網島東			1		1	1		1	2		2	11	2	1	15	6	37	40	3		6	49	56	-7	-12.5%			
城郷地区	網島上町											1						2	2				2	4	-2	-50.0%			
	鳥山町	1		1		1	1		2	3					2	2		8	13	3		1	17	20	-3	-15.0%	1		
	岸根町								1	1					6		3	16	17	2		3	22	7	+15	+214.3%	2		
大曾根地区	小机町			2		2			1	1				9		1	10	3	24	27	3		7	37	31	+6	+19.4%		
	大曾根							1	3	4				3				3	6	10	2		13	6	+7	+116.7%	1		
樽町地区	大曾根台																	2	2	2	1		4	3	+2	—	1		
新吉田・あすなろ地区	樽町	1	1			1						9					13	5	27	29	5		4	38	38	±0	±0.0%	2	
	新吉田町							1	1	2		1	10		1	1	13	15	3				18	14	+4	+28.6%	1		
新羽地区	新吉田東	1				1			1	1		6	12		1	7	8	34	36	3	1	5	45	27	+18	+66.7%	1		
	新羽町		1			1		1	3	4				4	1			17	22	3		1	26	22	+4	+18.2%	3		
菊名地区	北新横浜											1					5	3	9	9			1	10	6	+4	+66.7%		
	新横浜	2	5	7	4	16			2	2				1	8		4	10	16	39	59	8	6	73	69	+4	+5.8%	1	
	菊名	1	5	1		6			2	2							1	9	7	24	33	6	6	45	46	-1	-2.2%	3	
	大豆戸町		2			2			2	2							6	72		87	91	10	2	4	107	43	+64	+148.8%	1
	錦が丘		1	1		2													2	2	4	2		7	0	+7	—	1	
師岡地区	篠原北											2							2	4	2		1	7	0	+7	—	1	
	師岡町		1			1								1				1	4	4	2		2	8	1	+7	+700.0%	2	
高田地区	高田町										1							2	17	7	36	37	7	1	45	29	+16	+55.2%	5
	高田東											1	2					5	14	16	2		2	2	±0	—			
	高田西			1		1				2			6								2			18	4	+14	+350.0%	1	
大倉山地区	大倉山		1	3		4	1					3	2		1	2	3	11	13	2		3	18	10	+8	+80.0%	2		
港北区全体			6	32	26	4	62	11	4	25	40	3	11	170	122	1	40	152	120	619	727	121	3	89	940	648	+293	+45.2%	60
前年同期			7	18	24	3	45	16	2	2	20	1	10	130	17	1	33	111	120	423	443	51	5	97	648			39	
増減			-1	+14	+2	+1	+17	-5	+2	+23	+20	+2	+1	+40	+105	±0	+7	+41	±0	+196	+284	+70	-2	-8	+292			+21	

※ 赤色の数字は令和4年の同期より増加している犯罪を表しています。
 ※ 数字は全て手集計による暫定値です。

注意

水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない
水質検査や配管などの調査

浄水器などの
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば
水道局お客さまサービスセンター 045-847-6262
おかけ間違いのないようご注意ください



横浜市水道局



『横浜市水道局 不審者』で検索

横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、
24時間365日いつでも

水道局お客さま
サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel 045-847-6262

fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意ください



港北区の交通事故発生状況



	発生件数	死者数	負傷者数	子供（件数）	高齢者（件数）
令和5年	311	0	369	22	91
令和4年	225	1	242	7	56
増減	+86	-1	+127	+15	+35
増減率	+38.2%	-100%	+52.5%	+214.2%	+62.5%

令和5年6月末現在（暫定値）

6月の事故の特徴（港北区内）

横断中の事故が多く発生しています

車両と横断中の歩行者との事故が6月中の事故の約18%を占めています。

車両を運転するときは、横断歩道付近では**速度を落とし、歩行者の有無を確認**しましょう。

横断している又は横断しようとしている人がいるときは**手前で一時停止**をして通行を妨げないようにするなど、**歩行者優先の意識**を持ちましょう。



歩行者の違反にも注意！

車両の直前直後の横断や、斜め横断、酔っぼらって道路に寝るなど、歩行者の違反行為も事故の原因になります。歩行者も**安全確認を徹底し、交通ルールを守り**ましょう。

港北警察署からのお知らせ



★行楽時期は事故注意★

「安全は 心と時間の ゆとりから」

夏特有の解放感による無謀運転やレジャー後の疲れによる過労運転等の、運転者の気持ちや体調に影響を受けた交通事故の発生が予想されます。

次の点に注意し、安全運転に心掛けてください。

- 体調管理の徹底や十分な睡眠
- 平常心の保持
- 時間に余裕を持った計画
- スピードを出しすぎない
- 早めのブレーキ



事故発生分析 (6月末)

発生時間 ワースト3

08時～10時	53件
16時～18時	51件
18時～20時	44件

朝・夕の通勤時間の人の流動が激しい時間帯に事故が多発しています！

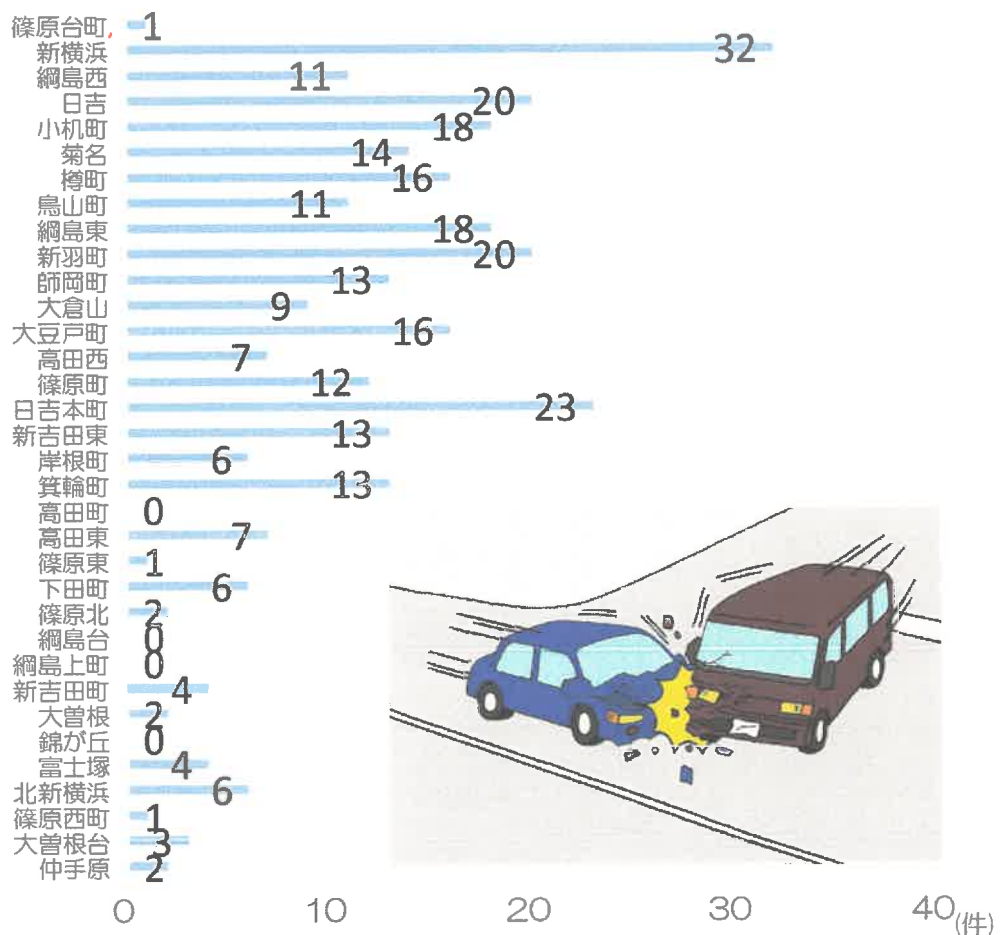
発生曜日 ワースト3

木曜日	61件
金曜日	52件
土曜日	48件

木、金、土曜の週末にむけて事故多発。
週の後半は疲れが溜まりやすいので、十分な休息を取りましょう！

町名別 事故発生状況

※6月末 暫定値



港北区内の火災・救急状況について

火災情報

区連会議
令和5年7月21日
港北消防署

令和5年7月16日(日)現在

港北区内					
火災発生状況					
年別	令和5年	令和4年	増△減		
件数	45	32	13		
火災種別	建物	22	21	1	
	林野	0	0	0	
	車両	4	4	0	
	船舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	19	7	12	
損害	焼損床面積	368	95	273	
	死者	2	1	1	
	焼死等	2	1	1	
	放火自殺	0	0	0	
	負傷者	4	4	0	

横浜市内					
火災発生状況					
年別	令和5年	令和4年	増△減		
件数	417	353	64		
火災種別	建物	235	235	0	
	林野	0	0	0	
	車両	50	36	14	
	船舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	132	82	50	
損害	焼損床面積	4,229	3,127	1,102	
	死者	8	8	0	
	焼死等	8	7	1	
	放火自殺	0	1	△1	
	負傷者	67	63	4	

主な出火原因				
	年別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火(疑い含む)	11	2	9
2	たばこ	5	6	△1
3	こんろ	4	3	1
4	電気機器	3	7	△4
5	配線器具	2	1	1

主な出火原因				
	年別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火(疑い含む)	71	47	24
2	たばこ	66	52	14
3	こんろ	48	40	8
4	電気機器	34	45	△11
5	配線器具	21	17	4

港北区連合町内会別火災発生状況		
合計	45	
日吉地区連合町内会	7	
綱島地区連合自治会	4	
大曽根自治連合会	0	
樽町連合町内会	0	
菊名地区連合町内会	5	
師岡地区連合町内会	0	
大倉山地区連合町会	5	
篠原地区連合自治会	3	
城郷地区連合町内会	6	
新羽町連合町内会	8	
新吉田連合町内会	4	
新吉田あすなろ連合町内会	0	
高田町連合町内会	2	
その他	1	

行政区別火災発生状況			
年別	令和5年	令和4年	増△減
合計	417	353	64
鶴見	32	24	8
神奈川	31	29	2
西	21	18	3
中	43	30	13
南	25	15	10
港南	15	21	△6
保土ヶ谷	15	20	△5
旭	21	23	△2
磯子	12	14	△2
金沢	24	13	11
港北	45	32	13
緑	19	18	1
青葉	23	16	7
都筑	17	11	6
戸塚	34	36	△2
栄	7	12	△5
泉	13	14	△1
瀬谷	20	7	13

消防団分団担当地区別火災発生状況		
合計	45	
第一分団	6	
第二分団	6	
第三分団	7	
第四分団	4	
第五分団	7	
第六分団	7	
第七分団	8	

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



救急情報


令和5年7月16日(日)現在

港北区内救急状況			
年 別	令和5年	令和4年	増△減
件 数	10,395	9,941	454
急 病	7,318	7,089	229
一般負傷	1,846	1,752	94
交通事故	338	343	△ 5
その他	893	757	136

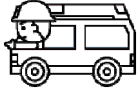
横浜市内救急状況			
年 別	令和5年	令和4年	増△減
件 数	129,690	125,730	3,960
急 病	91,722	88,171	3,551
一般負傷	23,248	23,038	210
交通事故	4,607	4,634	△ 27
その他	10,113	9,887	226

行政区別救急状況			
年 別	令和5年	令和4年	増△減
鶴見	9,953	9,382	571
神奈川	8,072	7,708	364
西	5,400	5,181	219
中	9,493	9,034	459
南	7,991	7,995	△ 4
港南	7,796	7,415	381
保土ヶ谷	6,976	6,985	△ 9
旭	8,510	8,379	131
磯子	5,934	5,736	198
金沢	6,915	6,658	257
港北	10,395	9,941	454
緑	5,767	5,684	83
青葉	7,705	7,702	3
都筑	5,650	5,381	269
戸塚	9,591	9,057	534
栄	4,055	3,926	129
泉	5,021	5,264	△ 243
瀬谷	4,437	4,278	159
市外	29	24	5

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



救える命を救いたい！
考えてみましょう…救急車の利用



2023年度全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来